

# 【 一 般 項 目 】

# 1 津波や高潮被害に備えるための海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策の推進

(内閣府)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

木曾三川下流域の海拔ゼロメートル地帯では、津波や高潮による長期間かつ広範囲の浸水に伴い、県境を越える多数の避難者の発生が想定されることから、広域避難体制の構築に向けて以下の措置を講じること。

- 1 広域避難実施の判断にあたっては、隣接県を含めた関係市町村間での意思統一や連携が必要であることから、国は避難判断の基準を整理するとともに、広域避難に係る的確な助言を行い、市町村の避難判断を支援すること。また、住民の適切な避難行動を促すため、避難開始を住民に伝達する方法について整理するとともに、国としても積極的に広く避難を呼びかけること。
- 2 広域避難施設の整備に対する新たな財政支援措置を講じること。
- 3 津波・高潮の両方を想定した相当規模の広域避難訓練の実施に係る新たな財政支援措置を講じること。

## 《現状・課題等》

- 海拔ゼロメートル地帯は、強震動による液状化や堤防の沈降等による浸水の発生により、長期間にわたり浸水が継続するという厳しい環境にあります。本県が実施した南海トラフ地震に係る被害想定調査では、広大な海拔ゼロメートル地帯を抱える桑名市と木曾岬町において、理論上最大の震源モデル(L2)を用いた想定で約8万人、過去最大の震源モデル(L1)を用いた想定で約5万8千人の避難者が発災1か月後でも残っているという結果となっています。また、同じ海拔ゼロメートル地帯を抱える愛知県や岐阜県でも同様の被害が想定されます。
- 昭和34年の伊勢湾台風により、桑名市や木曾岬町では大雨と高潮による堤防決壊で広範囲にわたる浸水被害が発生し、800人を超える方が亡くなりました。その後、河川・海岸堤防の整備が進みましたが、近年の温暖化の影響等により、想定を超える巨大台風が日本近海でも発生しており、この地域に伊勢湾台風を超える規模の台風が襲来すると、再び甚大な被害を受け、南海トラフ地震と同様、長期にわたる多数の避難者が発生することが懸念されます。
- 風水害に係る広域避難を円滑に実施するためには市町村域や都道府県域を越えて連携した対応が必要であり、単独の市町村や都道府県のみによる実施は困難であることから、複数の市町村が連携して避難勧告等を発令できるよう、国は、広域避難の実施判断に資する基準を整理するとともに、広域避難に係る的確な助言を行い、市町村の判断を支援する必要があります。

- 風水害に係る広域避難では事前の避難行動が可能であることから、住民の適切な避難行動を促すため、効果的な伝達の方法について報道機関等と連携して整理することが必要です。  
また、避難を要する市町村域および都道府県域を越えて通勤・通学している者に対する呼びかけについては、当該市町村や都道府県のみ呼びかけでは限界があることから、国としても積極的に広く避難を呼びかけることが必要です。
- 津波や高潮による長期間かつ広範囲の浸水に伴い、当該市町内の避難所だけでは収容しきれない避難者が発生することが想定されるため、排水等の応急復旧が完了するまでの間、避難者を周辺市町で受け入れてもらうための広域避難体制の構築と、そのための広域避難施設の整備が必要となり、財政支援措置の創設が必要です。
- 県境を越えて多数の避難者を迅速に浸水地域から避難させるためには、平時から津波・高潮の両方を想定した相当規模の広域避難訓練の実施により、避難の実効性を高めていくことが必要であり、財政支援措置の創設が必要です。

県担当課名 防災対策部災害対策課

関係法令等 南海トラフ地震対策特別措置法、大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法

## 2 普段雪の少ない地域における積雪観測体制の充実と費用負担等の仕組づくり

### (1) 積雪観測体制の充実

(気象庁)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

降雪実態を的確に把握するため、観測地点の増設や移設による適正配置を図るとともに、観測精度の向上を図り、大雪警報・注意報をはじめとする大雪に関する防災気象情報の適時適切な発表につなげること。

#### 《現状・課題等》

- 平成29年1月14日から16日にかけて三重県内に大雪が降った際、気象庁が発表した四日市市における最深積雪値は17cmであったにもかかわらず、市民感覚としては少なくとも30cmは積もったとの声が多数あり、両者に大きなギャップが生じました。
- 四日市市を含む三重県北部地域における大雪警報の発表基準に照らしあわせると、同市の市民感覚的には警報発表に至る実態であったと認識されますが、同市には大雪警報が発表されなかったことから市民らの危機意識が十分醸成されず、災害に備えた予防行動への遅れに繋がったのではないかと懸念されます。
- 津地方気象台で把握している県内の積雪量観測地点は11か所ありますが、今回の大雪の実態に鑑みると、現状では県内の降雪実態を的確に把握できているとは言えず、観測地点の増設や移設による適正な配置、気象レーダーの活用や数値予報モデルの改良を含めた観測精度の向上により、早急に積雪観測体制の充実を図る必要があります。

最深積雪分布 (1月14日0時から  
16日23時まで)  
津地方気象台資料より



(注)  
津(津地方気象台)は気象庁の積雪計による  
亀山市関町坂下鈴鹿峠(下)、伊賀市柘植町は国土交通省の積雪計による  
上記以外の値は委託観測所への電話照会による(照会した中での最深積雪)

#### 1月18日A新聞記事(抜粋)

北勢地区を中心に降り続いた大雪で、気象庁が発表した四日市市の積雪量が「少なすぎる」と、市民らから疑問の声が上がっている。津地方気象台によると、同市の最大積雪量は15日で17cm、16日で9cmだが、「少なくとも30cm前後は積もった」との声が少なくない。

#### 1月20日B新聞記事(抜粋)

気象庁が発表した同市の最大積雪は、市南部の塩浜地区にある観測点の17cm(15日)。しかし、市中心部や北部の市民らからは「30cmは積もっていた」「50cm以上の深さがあった」などの声が相次いでおり、公式記録との間にギャップが生じている。

#### 1月24日C新聞記事(抜粋)

気象台によると、15日は、いなべ市で45cm、四日市市で17cm、津市で2cmの積雪を記録。問題となったのは四日市の測定値。当時、同市内取材した本紙記者は「四日市駅前、ひざ下30cmくらいの積雪があった」と証言する。

県担当課名 防災対策部災害対策課

関係法令等 気象業務法



## 2 普段雪の少ない地域における積雪観測体制の充実と費用負担等の仕組づくり

### (2) 普段雪の少ない地域で大雪となった場合の費用負担等の仕組づくり

(国土交通省)

#### 【提言・提案事項】制度・予算

積雪寒冷特別地域以外において、積雪寒冷特別地域と同程度の降雪が確認された場合には、道路除雪費用の緊急臨時的な増大を抑えるため、対象外地域でも国庫補助対象とすること。

#### 《現状・課題等》

- 平成 29 年 1 月 14 日から 16 日にかけて三重県北部を中心に大雪が降り続き、多いところでは、いなべ市北勢町で 55 cm の積雪があり、県内各地でスリップ事故や渋滞が発生しました。
- 異常な降雪の除雪には多額の費用を要するため、通常維持管理予算から流用することで対応しているが、厳しい県財政のもと、人件費や諸経費等の上昇により維持管理予算が圧迫されており、道路の維持管理全体に支障が生じています。
- 道路の維持管理水準を低下させず、安全で快適な通行の確保を行うためにも、積雪寒冷特別地域以外の地域で大雪となった場合の費用負担等の仕組づくりが必要です。

県担当課名 県土整備部道路管理課

関係法令等 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法、道路法

### 3 県南部地域の津波防災対策へのDONETの活用促進

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

県南部地域の津波防災対策への地震・津波観測監視システム（DONET）の活用を図るため、関係研究機関の地方自治体への支援体制の構築およびDONETの観測監視体制のさらなる充実・強化に向けた財政措置等を講じること。

#### 《現状・課題等》

- 本県が実施した南海トラフ地震を想定した地震被害想定調査結果では、津波からの逃げ遅れにより津波死者数が最悪の場合約3万7千人に上るとされており、そのうち伊勢志摩地域から東紀州地域にかけての県南部地域については太平洋に面し、津波到達時間が早いことから津波死者数が約2万9千人に達する見込みで、深刻な被害が懸念されています。
- しかし、地震発生直後から全員が避難行動を取ることができれば、対象地域だけで津波死者数を約8千人に抑える等大幅に軽減できるとの想定が示されています。
- このため本県では、伊勢志摩サミットの開催を契機に、国立研究開発法人 海洋研究開発機構 (JAMSTEC) および国立研究開発法人 防災科学技術研究所 (防災科研) の協力を得て、南海トラフ地震による津波発生 of 早期検知が可能な「地震・津波観測監視システム (DONET)」の観測情報を活用した「DONET を活用した津波予測・伝達システム」を導入しました。
- さらに、深刻な津波被害が予想されている県南部地域の津波避難対策を推進するため、平成 29 年 4 月から 2 年以内に同地域に「DONET を活用した津波予測・伝達システム」を整備することとしています。
- しかしながら、DONET を活用したシステムを県南部地域へと展開し、地域の防災力を高めていくためには、JAMSTEC および防災科研の協力が欠かせません。
- 専門的知識を有するこれらの研究機関と、本県をはじめとする地方自治体が連携し、DONET が地方の津波防災対策により有効なシステムとなるよう、互いに協力して研究・実用化へと進めていくための体制の構築が求められています。
- また、平成 28 年 3 月および 6 月に発生した地絡障害により、現在、DONET の観測点の一部について運用を停止していますが、DONET の安定的な運用のためには、早急に原因を調査し、改修を行うことが必要です。
- さらに、今後も DONET を安定的に継続して運用するための予算とともに、DONET による観測精度の向上や、南海トラフ地震発生 of メカニズム解明等に資するために必要な防災科研における研究開発等の予算について、引き続き国による財政措置が必要となります。

県担当課名 防災対策部防災企画・地域支援課

## 4 「みえ防災・減災センター」と津地方気象台とのさらなる連携強化

(気象庁)

【提言・提案項目】 制度・予算

「政府関係機関移転基本方針」に基づく、津地方気象台の防災支援等の機能の充実強化について、来年度以降の事業実施にあたっては、気象台からの講師派遣によるこれまでの支援に加え、より効果的な事業実施となるよう、企画段階からの協力と財政面での協力をを行うこと。

### 《現状・課題等》

- 平成 28 年 3 月末、「政府関係機関移転基本方針」(以下「基本方針」という。)が内閣官房まち・ひと・しごと創生本部で決定され、本県から提案した気象庁の移転については移転検討の対象外となったものの、必要に応じ同庁と県が協議し、津地方気象台の防災支援等の機能の充実強化について検討し、同年 8 月末までに具体的な結論を得ることとされました。
- これを受け、平成 28 年 4 月以降、協議を重ね、本県と津地方気象台(以下「気象台」という。)との連携強化策の一つとして、『三重県の地域防災力向上のための、「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」(以下「センター」という。)と気象台との連携』が決定されました。
- これを受け、平成 28 年 9 月、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が「基本方針」に基づき、「気象台の防災支援等の機能の充実強化」について、他の中央省庁分とあわせて公表しました。
- 一方、本県と国立大学法人三重大学は、平成 26 年 4 月にセンターを共同で設置し、県と大学が相互に連携・協力して、防災に関する人材育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究等の事業を展開し、県内地域の防災力向上に取り組んでいます。
- また、気象庁においても、地域防災力向上を施策の一つとして、各地方気象台が自治体支援や住民への普及啓発を実施していますが、今回の連携を機に、それぞれが事業を実施するのではなく、気象台と県が一体的かつ一元的に実施することで、より効果的な事業実施としていく必要があります。
- 平成 28 年度は、9 月に同センターが主催するシンポジウムのパネリストとして、津地方気象台長が登壇し、12 月には、センターが一部運営を担った JICA が主催する海外の防災行政担当職員研修において気象台の職員が講師を担当し、さらに同月、センター主催の市町職員研修において、気象台の職員が講義を担当するなど、連携を深めてきました。
- 平成 29 年度は、防災講演会、お天気フェア(以上、気象台が担当)、風水害対策シンポジウム、地震対策シンポジウム(以上、センターが担当)を共催するとともに、センター主催の防災コーディネーター育成講座で気象台による講義を予定しています。
- 具体的には、気象台がこれまで実施してきた事業や、県との新たな一体的事業について、「みえ防災・減災センター」に事業と財政面の一元化を図り、企画段階から実施までを両者が一体となって進める必要があります。

県担当課名 防災対策部防災企画・地域支援課

関係法令等 災害対策基本法、三重県防災対策推進条例

## 5 希望がかなう少子化対策

### ～企業や大学、市町との協創を加速化～【その1：家族形成に向けての支援①】

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

#### 【提言・提案事項】 制度・予算

本県では、少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策に係る中期的な計画である「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン(平成27年度～31年度)」に基づき、結婚や子どもを持つこと、子育てについて理想と現実のギャップを埋め、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現をめざして、2つの総合目標と14の重点的な取組に数値目標を設定し、ライフステージごとに切れ目のない取組を進めています。

2020年(平成32年)をめどに少子化のトレンドを変えるためには、特に「少子化対策集中取組期間(平成27年度から5年間)」は、地域の実情に応じたきめ細かな取組と併せて、体制整備や制度構築、機運の醸成など全国的な取組を継続的かつ総合的に進める必要があります。

また、「一億総活躍社会」を実現するためにも、地方からのさまざまな取組の活性化が重要です。

#### 1 ライフプラン教育の推進

小中高の児童生徒、大学生や企業の若手社員等が、妊娠・出産の適齢期や不妊などに関する医学的な知識を持つとともに、家族の大切さなどについて考えるきっかけとなるよう、ライフプラン教育・キャリア教育を全国的に進めること。

#### 《現状・課題等》

○ 家族のつながりや地域の結びつきが弱くなる中、子どもたちが、家庭を築くことや家庭生活、家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。また、医学的見地から妊娠・出産には適齢期があることが十分に知られていません。

子どもたちを含めた若い世代に、性や妊娠・出産に関する正しい医学的知識や自らのライフプランを考える機会等を提供することの必要性が高まっています。

このため、本県では、高校生を対象に、ライフプランや結婚、子育てをテーマとした講演会や保育実習の実施を支援しています。また、中高生や大学生、企業の若手社員等を対象に、性や妊娠・出産に関する正しい知識を普及するため、産婦人科医等の専門家の派遣や、思春期ライフプラン教育を実施する市町への補助等を行っています。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課、子育て支援課、教育委員会事務局高校教育課、小中学校教育課、保健体育課  
関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱

## 5 希望がかなう少子化対策

### ～企業や大学、市町との協創を加速化～【その1：家族形成に向けての支援②】

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

#### 2 出逢いの支援

企業や団体等を含めた地方における出逢い支援の取組に対して引き続き財政支援を行うとともに、地方が独自に設置した出逢い支援組織等について、取組が継続できるよう経常的な運営費等へも新たに財政支援等を行い、国として出逢い支援を積極的に進めるという姿勢をより強力に示すこと。

#### 3 男性の育児参画の推進

子育てに男性が積極的に関わることができる環境づくりや具体的な取組が進むよう、地方が実施する男性の育児参画の取組に対する財政支援を行うとともに、「イクボス」の取組等、企業等に対する働きかけを強めること。

#### 《現状・課題等》

○ 「みえの子ども白書 2016」によると、未婚の方が結婚していない理由として挙げた項目は「出逢いがない」、「収入が少ない」の順に割合が高くなっており、結婚の希望をかなえるためには、出逢いの機会の創出と、経済的な理由で結婚に不安を抱える方に対する支援が求められています。

また、まち・ひと・しごと創生本部の第2回地域少子化対策検証プロジェクト（平成27年10月）において紹介された「結婚・出産等に関する意識調査」では、交際相手と知り合ったきっかけは結婚意向の有無、性別、年代にかかわらず「職場や仕事の関係」を挙げる割合が最も高いとする結果が示されており、結婚の希望をかなえるためには、企業による出逢いの支援の取組の活性化が有効と考えられます。

地方では地方自治体や企業、団体等による出逢い支援の取組が広がっており、県においても平成26年12月に開設した「みえ出逢いサポートセンター」を通じて実施した出逢いイベントの中から239組（平成29年3月末現在）のカップルが成立するなど、成果が出ています。

市町などによる結婚支援の取組も増えており（18市町/29市町）、結婚支援のニーズは高まっていますが、厳しい地方財政の状況から、「みえ出逢いサポートセンター」の運営に係る経費の確保が年々困難となっており、アドバイザーの派遣など一部の事業を廃止せざるを得ないなど、高まるニーズに十分対応できない状況になりつつあります。



引き続き、地域少子化対策重点推進交付金の対象分野として企業、団体を通じた結婚支援も含めるとともに、地方が運営する出逢い支援組織の経常的な運営費等についても新たに交付金の対象とするなど、国として出逢いの支援を積極的に進めるという姿勢をより強力に示す必要があります。

- 「みえの子ども白書 2016」作成のために実施したアンケート調査によると、若い世代ほど「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」と考える割合が高いものの、子育て期男性の多くが長時間労働をし、男性の家事・育児時間は依然として短いという調査結果もあります。一方で、夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果や、夫が育児参画していないと女性の第3子の出産意欲が低下するという調査結果があります。

男性の育児参画については、その必要性に関する意識が広がり、様々な制度が整う中、企業等の具体的な取組を支援することの必要性が高まっています。

とりわけ職場でともに働く部下の仕事と家庭の両立等を応援する「イクボス」の存在が何より重要であることから、本県では、「みえの育児男子プロジェクト」として、「イクボス同盟」や「イクボス養成講座」など企業の取組の支援に向けたさまざまな取組を進めています。

国においても、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業に対して、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定する制度（くるみん認定）があり、さらに、平成27年4月からは、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業については、新たにプラチナくるみん認定も始まっています。

- 従来の地域少子化対策強化交付金とは異なり、平成27年度補正予算で創設された地域少子化対策重点推進交付金では企業等に対する働きかけをはじめとする男性の育児参画の取組が対象外となっています。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課  
関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱

## 5 希望がかなう少子化対策

### ～企業や大学、市町との協創を加速化～【その2：妊娠・出産前後の支援】

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

#### 4 不妊に悩む家族への支援

- (1) 特定不妊治療や人工授精に対する医療保険適用等経済的支援の拡充を図るとともに、不育症に対する公的助成制度を創設すること。
- (2) 多様な治療方針に対応できるよう、特定不妊治療費助成の対象となる治療の範囲を見直すこと。
- (3) 医療機関における相談支援の充実を図るため、不妊症看護認定看護師資格の取得について支援すること。
- (4) 仕事をしながら不妊治療が受けられるよう、不妊治療のための休暇を取得しやすい環境を整備するため、治療に関する正しい知識の普及を通じて周囲の理解を促し、企業における休暇制度の導入を働きかけること。

#### 5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

市町村において、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するために、都道府県が市町村に対して行う情報提供や助言等の取組に対して財政的な支援を充実すること。

#### 6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

- (1) 助産師の確保および養成に向けて、助産師出向システムの制度化の推進と院内助産システム導入のための財政的支援、助産師の人員配置に関する基準の明確化を行うこと。
- (2) NICU等長期入院児の在宅医療を促進するため、家族の要請に応じて重症児を一時的に受け入れるレスパイト病床の確保、運営等への財政措置を拡充すること。

#### 《現状・課題等》

- 平成27年度補正予算で、初回の特定不妊治療に限り助成額が30万円に拡充され、特定不妊治療の一環として行われる男性不妊治療についても15万円の助成が創設されましたが、一般的に一回の特定不妊治療にかかる費用は、数十万円と高額であり、治療を受ける夫婦の経済的負担は大きいと言えます。本県では、夫婦合算所得が400万円未満の夫婦に対して、上限10万円の上乗せ助成を行う市町への補助を行っていますが、国においてもさらなる助成額の引き上げや医療保険適用など、一層の負担軽減策が必要です。また、夫婦合算所得400万円未満の方に対し、本県では、一般不妊治療(人工授精)や不育症治療に係る助成を行う市町への補助を行っていますが、国においても治療費の医療保険適用および助成制度の創設を含めた負担軽減策が必要です。
- 特に30歳台後半の特定不妊治療においては、第2子以降の治療を見据えて採卵を繰り返し、受精卵を貯め込んだうえで凍結胚移植を行うという治療方針による治療が多く行われていますが、現在の治療ステージの考え方ではこういった治療への助成が十分に行えません。そのため、治療ステージの見直しや、初回治療に限らない助成額の拡大が必要です。
- 不妊や不育症の治療を受ける夫婦は先の見えない中で、長くつらい治療期を過ごしており、経済的な支援だけでなく、精神的な負担に対する質の高い専門的看護の提供が必要とされていますが、不妊治療に係る専門的スキルを持った「不妊症看護認定看護師」の



配置が進んでいない現状があります。不妊症看護認定看護師の資格を取得するには約100万円の受講料等が必要で、また、9か月間にわたり毎週2日の教育を受ける必要があり、受講者や所属機関の大きな負担になっており、全国的に資格取得が進んでいません。

このため、本県では、平成27年度から不妊症看護認定看護師資格取得に係る費用を対象に県の単独事業で補助を行っています。

- 不妊治療は1周期の治療において決められた日に何度も受診する必要があるため、仕事との両立が難しく、やむなく離職するケースもあります。

仕事をしながら不妊治療が受けられる環境づくりが必要です。

- 地域社会でのつながりの希薄化により育児中の家庭の孤立が進み、育児の負担感や育児不安を抱える親・家族が増加しています。このため、本県では、「出産・育児まるっとサポートみえ」（三重県版ネウボラ）を推進し、個々の地域の実情に応じた多様な支援体制を構築するため、県事業により、母子保健構築アドバイザーを設置し、各市町を巡回し市町事業・体制の見える化を行い、課題や事業推進のアドバイスを行っています。

国は平成27年度から、市町村の妊娠・出産包括支援事業を推進支援するため、都道府県への補助メニューとして妊娠・出産包括支援推進事業)を創設しましたが、本県の母子保健体制構築アドバイザー事業のような事業に対する国の補助基準額は十分ではありません。市町村における母子保健の現状分析を行い、「市町村の実情をふまえた切れ目のない支援の仕組み」を構築するために、都道府県が専門的知見により市町村支援を行えるようにすることが必要です。

- 助産師には医療法上の配置基準が定められておらず、本県における就業助産師は386人（平成26年末）で、人口10万人あたり21.2人と全国平均（26.7人）を大きく下回っており、就業先や地域間の偏在も生じています。助産師資格を持ちながら混合病棟等において看護師として150人ほど就業しており、分娩に関わる機会が少なくなっています。

助産師の就業先偏在の是正や助産実践能力強化を図るためには、助産師出向システムの制度化の推進や助産師が自立して正常分娩に関わることのできる院内助産システムの導入を推進していく必要があります。さらに、助産師の総数確保に向けて、医療機関における助産師の配置に関する基準を明確にすることが必要です。

- 高度な医療技術により重症児の在宅での生活が可能となりましたが、ケアを行う家族の身体的、精神的な負担が大きくなっており、レスパイト施設の整備充実に対し強い要望があります。しかしながら、本県では受入が可能なレスパイト施設は4施設のみで、医療的ケアが必要な重症例は特に受け入れられる施設が限られており、利用できないことが問題となっています。

NICU等長期入院児の在宅医療中の定期的医学管理および家族支援を目的とする日中一時支援事業の補助基準額の増額や補助率の嵩上げ等により、身近なところでレスパイトを受け入れる医療機関等における家族支援の体制整備を促進する必要があります。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課、子ども・家庭局子育て支援課  
関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策強化交付金交付要綱、母子保健法、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）、周産期医療対策事業実施要綱、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱、保健師助産師看護師学校養成所指定規則

## 5 希望がかなう少子化対策

### ～企業や大学、市町との協創を加速化～【その3：子どもの成長を支える社会づくり①】

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

#### 7 家庭・幼児教育、保育の充実

- (1) 子ども・子育て支援新制度の施行に必要な1兆円超の財源の確保を確実にすること。  
また、教育・保育の施設整備等による量の確保にあわせて、教育・保育に従事する職員の配置基準および資質向上、さらに処遇の改善などの質の改善に着実に取り組むこと。
- (2) 幼児教育の無償化に引き続き取り組むとともに、幼稚園、認定こども園、保育所について、所得制限をせずに第2子、第3子の保育料を無料化または軽減するなど、多子世帯を応援する取組を推進すること。
- (3) 質の高い就学前教育を提供するためには従事者の資質の向上が不可欠であり、教育公務員特例法で初任者研修や中堅教諭等資質向上研修が定められている幼稚園教諭や認定こども園の保育教諭と同様に、保育士にも必要な研修を受講させること。
- (4) 待機児童となりがちな低年齢児の入所を可能とするため、年度当初から職員の加配ができるよう保育所や認定こども園の施設型給付など公定価格を見直すこと。
- (5) 発達障がいをはじめとする特別な支援や配慮を要する障がい児に対する適切な保育や支援を実施するため、障がい児保育を行う職員の指導にあたる専門職の配置など、障がい児保育施策等の充実を図ること。
- (6) 私立幼稚園における人材確保のための処遇改善額を国において設定すること。また、私立幼稚園・認定こども園における特別支援教育の一層の充実を図ること。
- (7) 野外体験保育には子どもの豊かな育ちに一定の効果があると考えられることから、自然体験を通じて子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした取組の普及啓発や人材育成を進めるとともに、取組を進める団体に対する財政支援を行うこと。

#### 《現状・課題等》

- 子ども・子育て支援新制度において「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには、消費税増収分から充当される7千億円以外の3千億円超分は追加の恒久財源が確保された場合に取り組むこととされています。子ども・子育て支援新制度において、充実した「質の改善」を実施するための財源確保が必要です。

人材確保対策については、保育士等の処遇改善と合わせて、リーダー的役割を担う職員のためのキャリアアップ研修の体系が示されました。本研修は、標準規模の保育所で8人程度と多数の保育士の受講が必要になることや、1分野につき15時間程度(2日～3日程度)を4分野受講する必要があるなど、1人あたり相当数の研修日数を要することから、保育士の業務負担は更に増加します。代替職員の配置加算(保育士1人あたり年間3日)ではなく、非常勤保育士の配置を可能にするなど、参加しやすい環境づくりへの

支援が必要です。また、都道府県は研修の実施主体とされたところですが、本県において、現状、これだけの保育士等研修を実施できる体制はなく、委託を含めた研修実施体制の整備のための財政支援を行うとともに、平成30年度から研修受講を処遇改善の要件とすることに対して、経過措置期間を設けることが必要です。

- 幼稚園と保育所の負担の平準化の観点から、平成26年度から幼稚園就園奨励費の多子軽減措置が拡充され、平成28年度から多子計算の年齢制限が撤廃されるなど取組は進められていますが、所得制限があるため、その効果は限定的なものになっています。

子どもを持たない理由の一つに経済的な理由があることから、さらに幼児教育の無償化を進めるとともに、特に多子世帯への支援が必要です。

- 幼稚園教諭や公立認定こども園の保育教諭については県教育委員会において研修を実施しています。私立幼稚園等についても、一部を公立と合同で行うなど公立に準じて研修を実施しています。一方、経験年数概ね3年、7年の保育士研修については、キャリアアップ研修として体系化されましたが、新任保育士については、明記されていません。現在、保育士の研修は、県・市町や団体がそれぞれの目的で実施していますが、その内容や参加状況（公立・私立、常勤・非常勤）にはばらつきが生じており、十分であるとはいえません。保育士の研修についても、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修を法令等で定める必要があります。

- 本県の待機児童は、平成28年4月1日現在の101人から10月1日現在では476人と、年度の途中で大幅に増加しています。そのうち低年齢児（0～2歳児）が455人で95.5%を占めており、年度途中で低年齢児保育の需要が高まります。年度途中で保育士の確保が難しい中、保育士配置基準の高い低年齢児保育を実現するには、年度当初から保育士を加配することが必要です。

- 保育所に入所する発達障がいをはじめとする障がい児が増加するとともに、その児童を受け入れる保育所も増加しています。広汎性発達障がいや疑われる児童等、障がい児一人ひとりに適応した保育や支援を行うため、専門職の配置を可能とするよう支援することが重要です。

- 子ども・子育て支援新制度下の施設型給付の対象施設においては、約10%相当（人事院勧告準拠5.2%+処遇改善加算3%+質の向上2%）の処遇改善を行うとともに、キャリアアップのしくみを構築し、一定の技能・経験を積んだ職員について月額4万円の処遇改善を行うとしています。一方、従来どおりの私学助成を受ける私立幼稚園については、5%（処遇改善加算3%+質の向上2%）の処遇加算を念頭に置くとしつつも、都道府県が独自に処遇改善基準を設定することや事業者に負担を求めること（補助割合：事業者1/2、県1/2（国は県補助額の1/2））としています。国は、子ども・子育て支援3法案の附帯決議（「新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努める」）に基づき、私学助成を受ける私立幼稚園についても、施設型給付を受ける私立幼稚園と同様に支援する必要があります。

また、本県では、私学助成を受ける私立幼稚園・認定こども園において、障がい児の受入を進めているところです。私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園特別支援教育経費）において、受入児童数が1名の場合から補助の対象となるよう補助対象の拡充を行うことが重要です。

- 「みえの子ども白書2016」作成のために実施したアンケート調査によると、子どもを自然の中で遊ばせている保護者ほど、子どもが初めて会った人に話しかけることができると回答するなど、子どもの体験や経験とコミュニケーション能力に関係が見られることが明らかになりました。

また、平成27年度に県内の保育所や幼稚園を対象に実施した野外体験保育有効性調査によると、野外体験保育の頻度が高い施設ほど、多くの園児に「自分が進んで何でもやる」、「人のために何かをしてあげるのが好きだ」などの様子が見られると回答した割合が高くなっています。

これらをふまえ、県では、自然体験を通じて、子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした取組の普及啓発等を、市町や関係機関と連携して進めることとしています。

一方で、昨年度県が実施した野外体験保育事例研究会では、保護者の理解、保育士・教員の知識や経験不足、フィールドの不足など、取組を進める上での課題が明らかとなっています。そうしたことから、保護者等への継続的な普及啓発とともに、保育士・教員のスキルの向上や養成機関におけるカリキュラムの設定などの人材育成を進める必要があります。

さらに、施設において取組を進めるには、職員の負担軽減やフィールドの確保・整備など環境づくりにかかる財政支援も必要です。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課、子育て支援課、教育委員会事務局小中学校教育課、研修推進課  
関係法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令



## 5 希望がかなう少子化対策

### ～企業や大学、市町との協創を加速化～【その3：子どもの成長を支える社会づくり②】

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

#### 8 放課後児童対策の推進

- (1) 放課後児童クラブを安定して運営するため、開設日数が250日未満のクラブや19人以下の小規模なクラブが安定的に運営できるよう、補助制度の充実を図ること。
- (2) ひとり親家庭に係る放課後児童クラブ利用料の補助制度を創設すること。(再掲)
- (3) 里親に係る措置費として、放課後児童クラブの利用料を支弁対象に含めること。(再掲)

#### 9 子育てを支える地域社会づくり

- (1) 地域で祖父母世代などを対象とした子育て家庭を応援する取組が進む環境づくりに取り組むこと。
- (2) 地域社会全体で子どもの育ちを見守り、子育て家庭を支えるという機運の醸成を図るため、各都道府県等が進めている子育て家庭応援クーポンの全国共通展開について、国民への周知および参加企業の拡大の取組を強化すること。

#### 《現状・課題等》

- 放課後児童クラブへの補助は、補助単価が一定増額されたものの、依然として開設日数が250日を割った場合や19人以下の小規模なクラブに対する補助額が低い状況にあります。

小学校で土曜日の授業が増えたことにより、開設日数が250日に届かなくなっており、補助要件の開設日数(250日以上)の緩和が必要です。緩和ができない場合には、長期休暇等の長時間開所加算、249日を基準とした日数に応じた減額や利用児童人数に応じた算定など、250日以上開設のクラブに近づくよう単価設定を見直す必要があります。

19人以下の小規模なクラブの補助額(19人の場合2,797千円(1支援単位の基本額2,238千円+小規模放課後児童クラブ支援事業559千円))は、20人以上のクラブの補助額(3,906千円)に比べて、大きな差(1,109千円)があります。安全なクラブ運営を実施するためには、運営に関する基準に定める2人以上の職員配置が可能となるよう、補助額を見直す必要があります。

また、本県では、10人未満の小規模な放課後児童クラブについて厚生労働省と協議を行った結果、すべてのクラブが補助対象として認められましたが、必要な地域に放課後児童クラブを設置・運営できるよう支援するためには、「山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している、または、厚生労働大臣が認める場合」という条件を撤廃する必要があります。

- ひとり親家庭の保護者は、子育てと仕事を一人で担っており、保育サービスや子どもの居場所づくり等が必要です。このため、本県では、平成27年度から、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料への補助を行っています。  
ひとり親家庭の保護者が安心して就業できるよう、放課後児童クラブの利用に係る経済的負担を軽減するため、利用料への補助が必要です。また、ひとり親家庭の利用料を補助する市町村に対する補助制度の創設が必要です。
- 放課後児童クラブの利用を希望する里親が増えてきていますが、利用料は里親に係る措置費の支弁対象となっておりません。  
共働きの里親登録者が増えており、児童の処遇向上および里親委託推進のため、放課後児童クラブの利用料を支弁対象とすることが必要です。
- 核家族化が進んでいますが、「みえの子ども白書2016」作成のために実施したアンケート調査によると、約90%の県民が「子どもからみた祖父母が、育児や家事の手助けをすることが望ましい」と感じています。  
本県では、市町と連携し、祖父母世代などを対象とした子育て家庭を応援する講座等を実施しています。  
安心して子育てできる環境整備の手段として、子育て世代のすべての方が祖父母の支援を受けられるとは限らないものの、これまで以上に、祖父母世代による子育て家庭を応援する取組が進む環境づくりに取り組む必要があります。
- 各都道府県等で進めている子育て家庭応援クーポンの全国共通展開は、社会全体として子どもの育ちを見守り、子育て家庭を応援するという機運の醸成に寄与するものであり、子育て家庭のさらなる利便性向上につなげていくためには、国民や企業に対する一層の周知と利用できる企業等の増加が必要です。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課、子育て支援課

関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、児童福祉法、児童福祉法施行令

## 5 希望がかなう少子化対策

### ～企業や大学、市町との協創を加速化～【その4:支援を必要とする子どもを守る社会づくり】

(文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

#### 10 発達支援が必要な子どもへの対応

幼稚園、認定こども園、保育所で発達障がい児等に対する適切な早期支援を行うため、施設職員を支援する専門的な人材を市町村が養成し配置できるよう、地域生活支援事業に長期の研修派遣等の支援メニューを追加するとともに、予算総額の十分な確保に努めること。

#### 《現状・課題等》

- 発達障がいについては早期発見、早期支援が重要であることから、本県の児童精神科医療施設である県立小児心療センターあすなろ学園では、発達障がい児等に対する支援ツール「CLMと個別の指導計画」を開発し、幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進しています。また、同センターでは、市町の職員（保育士、保健師、教員）を1年間受け入れて研修を実施し、地域における発達支援の核となる専門人材「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として育成しており、さらに、平成29年度からは「CLMと個別の指導計画」の指導を中心とした3か月程度の中期研修を実施することとしています。しかしながら、いずれにしても長期の養成期間が必要となり、その間、職員を派遣する市町が財政負担を行っています。そのため、地域生活支援事業への市町村職員の中長期研修に係る支援メニュー（派遣職員の旅費の支給や代替職員の賃金等）の追加とともに、事業費予算の十分な確保が必要です。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課  
関係法令等 児童福祉法、発達障害者支援法



## 6 予防接種の推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、定期接種化されていないおたふくかぜワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについて、早期に定期接種化を図ること。

### 《現状・課題等》

- 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、定期接種化されていないおたふくかぜワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンの接種については、県内の一部市町（おたふくかぜワクチン13市町、ロタウイルスワクチン11市町：平成28年7月調査）において、住民のニーズを受け、自主財源で実施しています。
- おたふくかぜワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについても、感染拡大の防止、個人の重症化防止を図るため、早期の定期接種化が必要です。

県担当課名 健康福祉部薬務感染症対策課  
関係法令等 予防接種法

## 7 駅舎のバリアフリー化推進のための財政措置の拡大

(総務省、国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

鉄道事業者による駅舎のバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）第 25 条に定める「基本構想」の作成が困難な駅舎のバリアフリー化への県の助成（補助金）の財源についても起債対象とすること。

### 《現状・課題等》

- 本県の駅舎のバリアフリー化については、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」にある「平成 32 年度までに一日平均利用者数 3,000 人以上の駅を原則としてすべてバリアフリー化する」という目標に向けて整備が進められ、平成 28 年度末までに県内 27 駅でエレベーターの設置等がされました。
- 現在、県内で段差解消されていない一日平均利用者数 3,000 人以上の駅は 7 駅あり、さらに、段差は解消済であるものの、内方線や多機能トイレ等の整備など、バリアフリー化が必要な駅は 11 駅あります。
- これまで本県は、駅舎のバリアフリー化への助成にあたっては、起債を充当するなどにより財源を確保して取り組んできたところです。今後、未整備の駅についても、国の基本方針に沿って、平成 32 年度までにバリアフリー化する必要があり、「国」「地方自治体」「鉄道事業者」による三位一体の取組が必要不可欠ですが、県の財政状況が厳しくバリアフリー化の円滑な推進が難しくなっています。
- 駅舎のバリアフリー化への都道府県の助成に起債を充当するためには、前提条件として、市町村が「基本構想」を策定する必要があります。「基本構想」では、重点整備地区を設定し、その地区内の駅舎および車両、道路、公園、路外駐車場、建築物などのバリアフリー化を特定事業として設定するとともに、更にその整備時期なども明示した上での事業実施が義務となります。また、市町村が「基本構想」を作成する際には、地元住民の意見反映、議会への説明等が必要となるなど、「基本構想」を作成するために相当の費用・期間・労力を要することとなります。
- 基本方針では、重点整備地区を設定するには、駅舎や官公庁施設、福祉施設等を概ね 3 施設以上必要としています。今後段差解消を必要としている駅舎には、この条件を満たさないものがあり、これらの駅では基本構想を作成することは困難です。
- バリアフリー法の基本方針に基づき、1 日平均利用者数 3,000 人以上の駅を原則としてすべてバリアフリー化するという目標に向けてバリアフリー化を進めるために、「基本構想」が策定されていない事業に対する県助成（補助金）についても、地方債の対象とすることが必要です。

県担当課名 健康福祉部地域福祉課

関係法令等 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

## 8 地域生活定着促進事業の法定化

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

矯正施設退所者の地域生活定着促進事業には法的な位置づけがないため、法定化により事業の継続性と安定的な実施を確保するとともに、必要な財政措置を講ずること。

### 《現状・課題等》

- 地域生活定着促進事業は、高齢または障害により自立が困難な矯正施設退所者を、退所後直ちに福祉サービス等につなげ、地域生活への定着を図るため、平成 21 年度に開始され、現在は全都道府県に地域生活定着支援センターが設置されています。
- 平成 24 年度からは、支援の対象が矯正施設退所後のフォローアップ業務、相談支援業務まで拡大・拡充され、実施体制の充実が図られました。そのため、国庫補助（10/10）の基準額が 1,700 万円から 2,500 万円に引き上げられ、職員の配置についても充実されることとなりました。  
地域生活定着支援センターによる支援の対象者は、高齢化等により増加傾向にあり、コーディネート業務、フォローアップ業務等の実施件数は着実に増加しています。再犯防止の観点からセンターの果たす役割は非常に大きなものとなっています。
- しかし、平成 27 年度に国庫補助の見直しが行われ、基準額 2,500 万円の 3/4 相当額に引き下げられたことを受けて、本県では、事業費について、平成 27 年度は 2,500 万円（国費 1,800 万円、県費 700 万円）に維持しましたが、平成 28 年度からは 2,300 万円（国費 1,780 万円、県費 520 万円）に減額しています。  
事業の支援対象者はフォローアップ業務等により継続的に支援する必要がある場合が多く、地域生活定着支援センター職員を継続的に配置する必要がありますが、平成 28 年度からは事業費の減額によりやむなく職員を削減することになりました。
- 高齢または障害により自立が困難な矯正施設退所者の多くは地域とのつながりが希薄であり、退所後に生活する地域は必ずしも出身都道府県ではありません。地域生活定着促進事業は、全国一律の行政サービスとして継続性と安定的な運営を確保する必要があることから、地域生活定着促進事業について法的根拠を持たせるとともに、その財源について全額国庫負担とすることが必要です。

県担当課名 健康福祉部地域福祉課  
関係法令等 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

## 9 障がい者の地域生活への移行と障がい者スポーツの推進

(厚生労働省、スポーツ庁)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

- 1 生活介護、短期入所など、ニーズの高い障がい福祉サービス事業を行うための施設整備費等に対して、十分な財政措置を講じること。
- 2 共同生活援助や特定相談支援など地域生活を支援する障害福祉サービスの報酬単価の増額改定を行うとともに、「地域生活支援事業」については、県・市町の事業実施に支障のないよう十分な財政措置を講じること。
- 3 医療的ケアを必要とする障がい児・者が、地域において必要な支援を受けるために十分な財政措置を講じること。
- 4 精神科救急医療体制および措置入院患者退院後支援体制を確保するため、十分な財政措置を講じること。
- 5 障がい者スポーツの普及・啓発、選手や指導者等の育成、環境整備などに必要な経費に対して、十分な財政措置を講じること。

### 《現状・課題等》

- 1 本県では、国の第4期障害福祉計画の基本指針に則して、平成27年3月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(平成27～29年度)において、施設入所者72人の減少をめざす等の目標を定めています。この目標を達成するためには、国の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等を活用しつつ、障がい者の地域移行や地域生活支援を行う生活介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所などの整備を進めていく必要があります。また、本補助金は、障がい者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決をめざす地域生活支援拠点の整備を進めるための有効なツールでもあります。  
しかしながら、国の補助金による財政措置が十分ではないため、地域における支援体制づくりに支障をきたしています。このため、必要とされる障がい福祉関係施設の整備を着実に進めるための財政措置が必要です。
- 2 改正障害者基本法や障害者総合支援法などの法整備を受けて、平成26年1月に障害者権利条約が批准されたところであり、障がい者自らの選択権を保障し、障がい児・者の日常生活や社会生活の自立に向けて、障がい者の地域生活を支援していくことがますます重要になっています。  
施設からの地域移行の受け皿となる共同生活援助や、地域でサービスを組み合わせて生活するための特定相談支援などの地域生活を支援する障がい福祉サービスについては、その報酬が十分でないことからサービス提供が不安定になるおそれがあり、これらの障がい福祉サービスの報酬単価について増額していくことが必要です。  
また、「地域生活支援事業」については、地域の実情や利用者のニーズに応じた事業が円滑に実施できるよう、地域生活支援事業の実績に見合った確実な財政措置が必要です。
- 3 医療技術の進歩等を背景として、人口呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児・者は年々増加していますが、実際に医療的ケアを必要とする障がい児・者を受け入れる短期入所等の事業所は不足している状況にあります。

平成 28 年 5 月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方自治体は医療的ケアを必要とする障がい児・者が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとされました。これを受け、本県では、平成 28 年度に、国の補助事業を活用した医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業に取り組んだところです。引き続き、地域における支援体制構築への取組が必要です。また、医療型短期入所については、事業所等から、利用者に提供するサービスに比して報酬単価が低いとの声があり、なかなか医療型短期入所を実施する事業所が増えない現状があります。

医療的ケアを必要とする障がい児・者の実情をふまえ、地域における支援体制の構築を進めるため、継続的かつ十分な補助事業等の財政措置や事業所における医療型短期入所の報酬額の増額が必要です。

- 4 輪番制による精神科救急医療体制の確保や電話による 24 時間精神科医療相談の実施など、地域で暮らす精神障がい者やその家族が安心して医療を受けられる体制を継続していくことが求められています。しかしながら、国による財政措置が十分ではなく、平成 27 年度、平成 28 年度の県への交付決定額はいずれも申請額の 4 分の 3 程度にとどまり、不足額を県費で補いながら事業実施することを余儀なくされています。精神障がい者の地域移行、地域定着を進めるためにも、継続的かつ安定した財政措置が必要です。

また、今国会で審議されている精神保健福祉法改正法案においては、措置入院者の退院後の支援体制づくりが求められています。本県においても、平成 29 年度、措置入院患者地域定着支援員を設置して措置入院者の退院後支援体制づくりや保健所の退院後支援をフォローする事業を実施することとしています。

国においても、退院後支援に係る経費などについて、地方交付税措置や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」による補助等を予定していただいておりますが、平成 30 年度以降も継続的かつ十分な財政措置を講じていただくことが必要です。

- 5 本県では、障がい者の自立と社会参加を促進し、県民の障がい者への理解を深めるため、障がい者スポーツの推進に取り組んでいくところですが、本県の障害者手帳交付者数が約 10 万人という中で、県障がい者スポーツ大会の参加者実数は 2 千人未満にとどまるなど、健常者と比較してスポーツに取り組む障がい者は未だ少ない状況です。

平成 32 年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、また、平成 33 年には本県で全国障害者スポーツ大会が開催されることを好機ととらえて、障がい者がスポーツを体験する機会の拡大、障がい者スポーツ指導員の養成や競技用具の整備などの練習環境の改善、選手の競技力の向上に取り組むとともに、国内外の競技団体の合宿や大規模大会の誘致を進め、障がい者スポーツの普及、裾野の拡大を図ることとしています。これらの事業の一部は「地域生活支援事業」として国からの財政措置を受けて実施していますが、大部分を県費で賅っており、こうした取組を一層進めるためには、十分な財政措置を講じていただくことが必要です。

県担当課名 健康福祉部障がい福祉課

関係法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、地域生活支援事業補助金及び障害者総合支援法補助金交付要綱  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、スポーツ基本法

## 10 地域の実情をふまえた地域医療介護総合確保基金（医療分）の確保

（厚生労働省）

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

地域医療介護総合確保基金の原資である「医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）」について、以下の措置を図ること。

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業に重点化することに限らず、地域医療ニーズを確保できるよう、地域の実情に応じた創意工夫ができる仕組みとすること。
- 2 とりわけ在宅医療提供体制の整備が十分でないなか、将来的な医療需要の増加に見合うよう、その体制整備に手厚い配分を行うこと。
- 3 今後増加が見込まれる施設整備等の需要に対応できるよう、将来にわたり十分な財源を確保すること。

### 《現状・課題等》

- 1 地域医療介護総合確保基金の原資である「医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）」については、平成 28 年度に引き続き、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業に重点化することとされ、また、事業区分毎の額の調整も認められないことに加え、平成 29 年度は、新たに標準事業例および標準単価が設定されるなど、非常に使い勝手が悪いものとなっています。本県では在宅医療提供体制の整備が十分でないこと、医師・看護職員が不足していることから、社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）で提示されている「病院・病床機能の分化・強化」を進めていくためにも、これらに対する取組が極めて重要と考え、施策を推進しているところですが、この重点化方針等によって、旧国庫補助事業からの振替事業をはじめ、地域医療を維持していく上で真に必要な事業が継続できなくなることが危惧されます。
- 2 本県では、地域医療構想策定支援ツールにより算出した在宅医療等の医療需要は、平成 25（2013）年 16,133 人/日に対し、平成 37（2025）年 21,656 人/日と 1.3 倍になっています。こうした中、本県としては、在宅医療フレームワーク（在宅医療提供体制の構築に際し概ね必要と考えられる要素を基にした一定の枠組み）に基づき、各市町の取組状況を把握し、全県的な底上げを図っていくとともに、多職種連携によるプライマリ・ケアのスキルを習得する「三重県プライマリ・ケアセンター」の整備等に取り組んでおり、介護保険の地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）に留まらない、全県的な体制整備や人材確保を進めていくことが必要です。
- 3 本県では、同ツールにより算出した回復期の必要病床数（4,378 床）と、平成 27 年度病床機能報告制度により報告された病床数（1,417 床）との差が約 2,900 床となっています。平成 37（2025）年に向け、回復期機能に係る施設整備需要の増加が見込まれることから、今後、必要となる事業を実施していく上で、十分な財源の確保が求められます。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課  
関係法令等 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律



## 11 暮らしの安心を支える医療費助成制度の充実

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

地方自治体が単独事業で実施している医療費助成について、以下の措置を講ずること。

- 1 国における早期の制度化
- 2 制度化されるまでの間の十分な財政措置および医療機関の窓口での無料化（いわゆる現物給付）を実施する市町村に対する国民健康保険国庫負担金の減額措置の廃止

《現状・課題等》

- 1 本県内の全ての市町で、子どもや障がい者、ひとり親家庭等に対する医療費助成を行い、医療費の無料化が実施されています。また、本県は、医療を必要とする人々が安心して受診できるよう、医療費助成を行う市町に対して県費による補助をしていますが、そのための財政負担は、非常に重いものになっています。  
国の医療制度を補完する形で、医療費助成制度が地方単独事業として全国 47 都道府県全てにおいて行われていますが、誰もが安心して適切な医療が受けられるよう、ナショナルミニマムの観点から、国の責任において取り組む必要があると考えます。
- 2 平成 30 年度から、未就学児までを対象とする医療費助成については、国民健康保険国庫負担金の減額調整措置が廃止されることになりましたが、その他の部分については、引き続き減額措置が行われることになっています。

〈参考 1〉福祉医療費助成制度における支払方法

【都道府県数】

	子ども	障がい者	一人親家庭等
現物	21	21	23
償還	9 (本県含む)	15 (本県含む)	16 (本県含む)
併用	16	11	8
合計	46	47	47

〈参考 2〉福祉医療費補助金の県決算額

【単位：億円】

	平成 27 年度決算	平成 28 年度決算（見込み）
子ども	22.6	22.2
障がい者	22.2	21.6
一人親家庭等	4.5	4.7
計	49.3	48.5

県担当課名 健康福祉部医療対策局医務国保課  
関係法令等 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令



## 12 地域医療提供体制の充実に向けた支援

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

- 1 医療提供体制推進事業費補助金について、平成23年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続いており、地域医療体制の確保に大きな支障をきたしているため、各都道府県の事業計画規模をふまえた十分な予算額を確保すること。
- 2 医療提供体制推進事業費補助金の対象となるドクターヘリ導入促進事業、救命救急センター運営事業については、重篤な救急患者に対する三次救急医療を安定して提供するために必要不可欠であるため、新たな補助金としての再構築や補助基準額の引き上げ等により財政支援を拡充すること。

### 《現状・課題等》

- 1 救急医療、周産期医療をはじめとする医療提供体制の確立に不可欠な補助金である医療提供体制推進事業費補助金は、事業計画額に対する内示率が年々低下しており、地域の医療提供体制の確保について厳しい状況が続いています。医療提供体制推進事業費補助金が減額されることにより、ドクターヘリの運航や救命救急センターの運営等、県民の命に直結する事業を実施する医療機関に大きな負担が生じているため各都道府県の事業計画規模をふまえた十分な予算確保が必要です。
- 2 ドクターヘリについては、昨年度、補助基準額の引き上げが行われたところです。しかしながら、ドクターヘリ導入促進事業については医療提供体制推進事業費補助金総額に占める割合が高いため、補助基準額どおりの配分を行うことにより、他事業への配分が困難となっています。このため、新たな補助金としての再構築が必要です。  
本県では、三重県立総合医療センター、市立四日市病院、三重大学医学部附属病院、伊勢赤十字病院の4か所が救命救急センターとして指定され、重篤な救急患者等への対応を行っています。救命救急センターでは、重篤な救急患者の受入に必要な医師等の医療人材の確保等により不採算が生じています。限られた医療資源の中で安全・安心な医療を提供するため、救命救急センターの運営に対する補助基準額の引き上げが必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

関係法令等 救急医療対策事業実施要綱、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法

## 13 災害時の医療提供体制の整備

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 災害時の医療提供体制の充実を図るため、災害派遣医療チーム（DMAT）研修の受講を希望する医療機関に対して、研修の開催場所の拡充を含めて研修の受講機会を確保すること。
- 2 災害時における診療や投薬等の医療サービスを迅速に提供するため、保険者が保有するレセプト情報等の個人情報を、災害医療を担う医療機関等へ提供することができるようガイドラインなどにより明確化すること。

《現状・課題等》

- 1 平成 29 年 2 月末現在、DMAT を保有する本県の医療機関は 13 病院で、活動可能なチームは 21 チームとなっています。DMAT を 1 チームしか保有していない災害拠点病院では、DMAT 隊員の異動に対応できるよう早急に隊員を養成する必要があります。また、大規模災害の発生に備え、災害拠点病院の DMAT 保有数を増やす必要があります。しかしながら、DMAT 研修の開催場所が限られ、受講枠が十分に確保されていないため、受講を希望するすべての医療機関に対して研修の受講機会を確保する必要があります。
- 2 東日本大震災では、大規模な津波により医療機関が被災し保有する患者情報が消失したため、被災した患者が医療救護所や避難所、避難先の医療機関等で受診する場合に既往歴や投薬歴等の確認ができず、診療や投薬など医療サービスの提供に困難が生じました。災害等による医療情報の消失への対策としては、医療機関等が患者情報を離れた場所にバックアップすることなどが有効ですが、診療所等においては費用面での負担が大きいため、保険者が保有するレセプト情報を活用することが有効です。しかし、レセプト情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、第三者への提供が制限されています。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

関係法令等 日本 DMAT 活動要領、個人情報の保護に関する法律

## 14 健康増進法の改正（受動喫煙防止対策）に伴う円滑な運用に向けた制度設計と予算の確保

（厚生労働省）

【提言・提案事項】 制度・予算

健康増進法の改正による受動喫煙防止対策の強化に際しては、地方自治体において業務が円滑に実施できるよう、情報提供や意見交換の機会の提供はもとより、制度設計を早期に行い、全体の運用を遅滞なく計画的に進めること。また、制度の運用にあたって、安定的な予算確保に努めること。

《現状・課題等》

- 現在検討されている「健康増進法第25条」の改正に係る受動喫煙防止対策の強化については、平成30年1月頃の政省令の公布、平成31年4月に施行の予定となっています。各都道府県等においては政省令の交付後、指定業務に対応する体制整備等の業務が発生しますが、県民や飲食店関係者等への周知の期間が十分に確保されず、混乱や都道府県の事務負担を招くことが懸念されます。
- 制度の導入には、必要な人員の確保や実施体制の整備が必要となりますが、制度の詳細や運用方法等が明確にならないと、業務量や必要な人員数が分からず、組織体制を検討することができないため、円滑な制度の導入が危ぶまれます。また、平成31年4月から円滑に制度を運用するためには、早期の制度設計と頻繁な情報提供、労働局等の国の関係機関との連携が必要です。
- 制度の導入および運用にあたっては、人員の確保や体制整備等、都道府県において継続的な財政負担が発生すると考えられることから、安定した財政的措置が必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局健康づくり課  
関係法令等 健康増進法、労働安全衛生法

## 15 難病対策の充実と円滑な実施

(厚生労働省)

### 【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 地方自治体における難病対策が円滑に実施できるよう、情報提供や意見交換の機会の提供はもとより、制度全体の運用を遅滞なく、計画的に進めること。また、都道府県に過度の事務負担を課さないこと。
- 2 指定難病の調査・研究はもとより、指定難病でない難病においても、発病の機構、診断および治療方法に関する調査・研究を推進し、早期にその病態解明等を図ること。
- 3 長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等が成人しても切れ目のない医療が受けられるよう、特定医療費と小児慢性特定疾病医療費の一体化について検討すること。

### 《現状・課題等》

- 1 「難病の患者に対する医療等に関する法律」(以下「難病法」という。)が平成27年1月1日から施行され2年余りが経過しましたが、難病患者データベースの運用方法等について未だ不透明な状況です。平成30年1月1日から本格実施となりますが、医療機関や患者等への周知の期間が十分に確保されず、医療機関等の混乱や都道府県の過度の事務負担を招くことが懸念されます。
- 2 指定難病の調査・研究および対象疾病の見直しについて、引き続き検討を行っていく必要がありますが、「患者数が多い」あるいは「診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていない」等の理由で指定されない難病で苦しんでいる方も多くいます。高額な医療費や長期の治療継続等で患者の支援が必要である状況については指定難病と変わりません。現在指定難病でない難病においても、指定を受けるためには、少なくとも発病の機構、診断および治療方法に関する調査・研究を推進し、早期に診断基準や治療方法の確立等を図る必要があります。
- 3 I型糖尿病のように、小児慢性特定疾病医療費の対象疾病であっても、指定難病に指定されていない難病が多数ある等、長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等が、成人に達すると指定難病に指定されていないため医療費助成等の支援を受けられない状況があります。成人と小児とで準拠する法律が異なるために整合が図られていないおそれがあり、患者個人に着目した連続性のある制度設計が必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局健康づくり課

関係法令等 難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法

## 16 がん緩和ケア体制の充実

(厚生労働省)

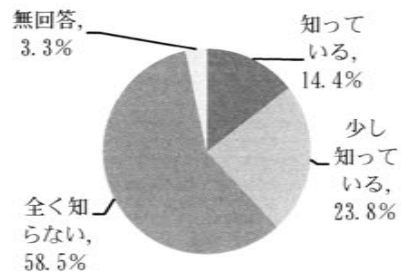
【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

緩和ケア体制の充実を図るため、患者やその家族、国民に対し緩和ケアに係る普及啓発をより一層進めること。  
また、緩和ケア研修について、介護福祉関係者を含めた多職種を対象とするカリキュラムの作成や、既受講者に対するフォローアップ研修の開催を検討すること。

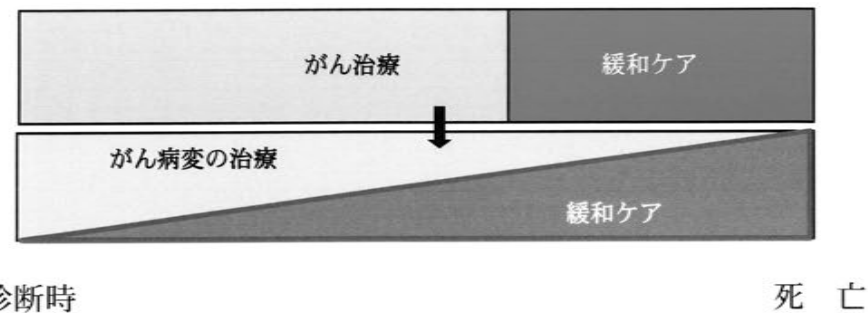
《現状・課題等》

- がんが進行した時期からではなく、がんと診断された時からの緩和ケアが重要ですが、早期からの緩和ケアの必要性等について患者とその家族の理解や認識が得られていません。患者やその家族、広く国民に対して緩和ケアの正しい知識の普及が必要です。
- 今後、在宅医療提供体制や地域包括ケアシステムを整備する上で、必要な緩和ケアの専門的な知識と技術の習得を目的に、がん診療に携わる医師等を対象に、緩和ケアを担う人材育成を進めています。緩和ケア研修の既受講者のブラッシュアップも必要です。また、今後、患者と家族の社会生活を支えていくためには、医療的側面だけでなく、介護や福祉の関わりも重要となってきたことから、多職種が連携しながら対応できるような研修体制の整備が必要です。

特定非営利活動法人日本緩和医療学会 平成22年度調査



「緩和ケアは、がんの終末期だけではなく、がんの初期から治療と一緒に受ける事ができる。」について調査。



※がんと診断された時からの緩和ケア

世界保健機関：武田文和訳・がんの痛みからの解放とバリアティブ・ケアーがん患者の生命のよき支援のためにー（1993）

県担当課名 健康福祉部医療対策局健康づくり課  
関係法令等 がん対策基本法

## 17 自殺対策予算の確保

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

地域自殺対策強化交付金における地方自治体の負担軽減を図ること。

### 《現状・課題等》

- 平成 26 年度までの自殺対策の取組は、国 10/10 補助率の自殺対策緊急強化基金により実施していましたが、平成 27 年度から地域自殺対策強化事業交付金に財源が切り替わり、事業内容により地方自治体の負担が課せられることになりました。また、平成 28 年度にはさらに負担割合の見直しが行われ、より一層地方自治体の負担が増大したことにより、自殺対策緊急強化基金を活用していた時よりも市町での取組が大幅に減少しています。
- 自殺対策基本法の一部改正では、都道府県だけでなく市町においても自殺対策計画策定が義務付けられ、より一層の対策強化が求められましたが、地方公共団体等の財政的負担が増加することにより、十分な予算が確保ができず、地方自治体等の自殺対策事業が縮小、或いは実施できなくなっている現状があるため、今後自殺対策が後退するおそれがあります。
- 自殺対策は効果的な事業実施はもとより、着実に継続して実施していくため、地域自殺対策緊急強化基金活用時の補助率に戻す等、地方自治体等の財政的負担の一層の軽減を図ることが必要です。

＜参考＞ 補助金等を活用して自殺対策に取り組む市町数および自殺対策予算の推移

(千円)

年度	申請市町数	補助率	県当初予算 (間接補助)	市町総事業費 (H28 は予定)	国の補助 (補助金申請額)	市町負担
H26	22 市町	基金 10/10	11,315	15,442	15,442	0
H27	20 市町	交付金 1/2～3/4	21,750	12,285	8,927	3,358
H28	18 市町	交付金 1/2～2/3	21,750	9,308	4,947	4,361

県担当課名 健康福祉部医療対策局健康づくり課  
関係法令等 自殺対策基本法、自殺総合対策大綱

## 18 がん診療連携拠点病院におけるPDCAサイクルの確保に係る全国基準の早期提示

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

がん診療連携拠点病院については、がん医療の均てん化を図るために全国一律で指定要件が定められており、PDCAサイクルの確保もその要件の1つとなっているが、全国的な基準となる指針や評価指標等が明確に示されておらず、各都道府県が個々に取り組んでいる状況である。そのため、がん医療の均てん化をより促進するため、全国的な基準となる指針や評価指標等を早期に示すこと。

### 《現状・課題等》

がん診療連携拠点病院については、平成26年1月に指定要件等にかかる新指針が示され、診療実績にかかる数値基準の設定や医療従事者配置要件の厳格化が図られました。その際、院内のPDCAサイクルの確保が指定要件として追加されました。

このため本県では、県拠点病院である三重大学医学部附属病院が中心となり、県内で統一した評価に基づくPDCAサイクルの確保のための体制を整備し取り組んでいるところですが、全国的な統一基準に基づくPDCAサイクルの確保に向けた指針や具体的な評価指標等が明示されていないため、各都道府県で様々な取り組みが行われており、がん医療の更なる均てん化を図る上で、好ましい状況とはいえません。

また、がん診療連携拠点病院の指定にかかる次期更新申請は平成30年秋頃になる見込みです。指定要件等にかかる指針は、平成30年3月頃の改正に向け今後国において議論されると聞いていますが、PDCAサイクルの確保に係る全国的な基準となる指針や具体的な評価指標等を早期に示し、各がん診療連携拠点病院が評価・検証等を行うための準備期間を十分に設けることが必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局健康づくり課  
関係法令等 がん診療連携拠点病院等の整備に関する方針



## 19 人権が尊重される社会づくりの推進

(総務省、法務省、文部科学省)

### 【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 人権が尊重される社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を充実強化するとともに、地方自治体が地域の実情に応じて人権教育・啓発活動に関する施策を推進することができるよう、人権啓発活動地方委託事業や人権教育研究推進事業の予算を増額し、地方自治体が活用しやすい制度とすること。
- 2 さまざまな人権侵害の現状をふまえ、法的措置等を含めた実効性ある人権救済制度を早期に確立するとともに、実施の際には地方自治体等との連携・協力体制を構築すること。
- 3 インターネット上の差別的な書き込み等の人権侵害に対して、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性ある対策を早急に実施すること。

### 《現状・課題等》

- 1 偏見等による差別や人権侵害は依然として発生しており、その解決に向けては、各地方自治体が地域の実情やニーズに合った人権教育・啓発活動をさらに推進していくことが必要となっています。本県では、人権センターを拠点として啓発活動を実施するとともに、市町への財政的な支援などにより連携して取組を進めています。人権問題の解決に向けては、各自治体の主体的かつ時機に合致した効果的な教育・啓発活動に取り組む必要があります。そのためには人権啓発活動地方委託事業や人権教育研究推進事業の予算が十分に確保され、地方自治体の意向が十分に反映できる仕組みとなる必要があります。
- 2 本県では、人権侵害による被害者の救済に関して、人権センター等に相談窓口を設けて相談に応じています。しかし、地方自治体等には調査の権限がないなど相談対応には限界があることから、実効性のある人権救済等に関する法制度が早期に確立され、地方自治体等と連携して、迅速かつ効果的にきめ細かく被害者の救済を図っていくことが必要です。
- 3 インターネット上で、同和地区の名称や所在地の情報が流布されたり、特定の個人の誹謗中傷などが掲載されたりするなど、インターネットを利用した人権侵害事件数は、ここ数年高い水準で推移しています。本県では、ネットモニタリング活動を通じた削除依頼等の対応やインターネットと人権に関する啓発講座を開催していますが、現行法等では有効な手段が取れないことが課題となっています。インターネット上の人権侵害については、瞬時に広範囲にわたって流布される等の特性をふまえ、速やかに書き込み等を削除することができる法的措置も含め、実効性のある対策を早急に講じることが必要です。

県担当課名 環境生活部人権課、教育委員会事務局人権教育課

関係法令等 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権啓発活動地方委託要綱、人権教育研究推進事業委託要項

## 20 性犯罪・性暴力被害者支援の推進

(内閣府)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

性犯罪・性暴力被害者への支援が一層進むよう、地方におけるワンストップ支援センターの取組にかかる財政支援を拡大すること。

### 《現状・課題等》

- 全国的に子ども・女性が被害者となった性犯罪やその前兆事案でもある声掛け・つきまとい事案等が多発するなど極めて深刻な状況にあることから、性犯罪・性暴力被害者等の支援の強化等子ども・女性を守るための環境整備が必要となっています。  
国においては、第4次男女共同参画基本計画等において、性犯罪・性暴力被害者を支援するための「ワンストップ支援センター」について設置促進を成果目標として明記し、平成32年には各都道府県に最低1か所の設置をめざしており、平成29年度、性犯罪・性暴力被害者支援促進交付金が創設されたところです。
- 本県では、平成27年6月に「ワンストップ支援センター」として「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を設置し、運営を行っています。最近では、被害直後から比較的早い段階での相談者が増えるなど、真に安心して相談できる窓口として認識されてきていますが、潜在化する性犯罪等に対応するには社会的認知度はまだ低いことから、広報啓発を充実させ認知度を高めるとともに、相談体制の充実を図る必要があります。しかし、財政状況が逼迫する中での周知方法には限界がある上、また、相談員のスキルアップを図ることも困難な状況にあり、今後、性犯罪・性暴力被害者支援を充実させるためには、財政的に安定した運営の下で、専門的な相談窓口としての一層の機能充実を図る必要があります。  
これらのことから、相談員配置に必要な人件費をはじめ、相談員のスキルアップ等人材養成のための研修費用、受傷対策経費、同センターの取組と支援に対する広報啓発ための費用など、運営費および医療費公費負担について、国の財政支援の拡大が不可欠です。

県担当課名 環境生活部くらし・交通安全課

## 21 海岸漂着物対策の推進

(総務省、環境省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を推進するため、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）に係る予算を十分に確保するとともに、地方負担については、引き続き地方交付税措置を講じるなど、地方自治体の負担軽減に努めること。

### 《現状・課題等》

- 伊勢湾流域圏の東海三県一市（三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市）では、連携して海岸漂着物の問題に取り組んでおり、三県一市の「海岸漂着物対策検討会」として発生抑制のための普及啓発や対策の推進に係る国への提言等を実施してきました。また、三県の環境活動団体が、自らの活動エリアを越えて伊勢湾の海岸漂着物問題を考え、行動する取組も進められており、官民の取組が拡大しています。
- 平成 26 年度補正予算からは、国において「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」が措置され、漂流ごみ、海底ごみの回収処理に係る経費についても補助対象になり、海岸管理者等が継続して海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を推進することが可能となりましたが、一部地方負担が必要となりました。

国の平成 29 年度本事業にかかる予算（平成 28 年度国補正、平成 29 年度国当初の合計）は 31 億円が確保されていますが、現行制度が定着し当該補助金を活用した事業について、海岸管理部局や市町の取組意欲が高まっていることから、今後、これらの事業を円滑かつ確実に実施し海岸漂着物対策を推進するためには、国補助金の安定的かつ十分な予算の確保が望まれます。

また、海岸漂着物の問題は県域を越えて生ずる問題であり、被害を受けている県に負担が偏ることのないよう、地方交付税措置を講じるなど自治体負担の軽減が求められます。

県担当課名 環境生活部大気・水環境課

関係法令等 海岸漂着物処理推進法

## 22 多文化共生社会づくりの推進

(内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省)

### 【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 多文化共生社会づくりを推進するため、外国人全般の受入や中長期的な方向性等を示す方針を策定すること。
- 2 外国人住民が集住する地域を持つ地方自治体への特別交付税の増額、もしくは、交付税以外の交付金、補助金等による財政支援制度を創設すること。
- 3 災害発生時等に、多言語およびやさしい日本語で情報を伝える仕組みづくりやネットワークの構築などの県の広域的な取組を支援する制度を創設すること。
- 4 外国人住民が安心して適切な医療を受けられるよう、医療通訳者の育成・配置に係る費用負担に対応するなど、医療通訳の制度を整備すること。
- 5 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する就学支援、学校生活への適応指導や日本語指導に係る施策および財政支援を充実させること。

### 《現状・課題等》

- 1 人口減少や外国人住民の定住化など環境が大きく変化する中、本県の外国人住民数は43,031人と県人口の2.37%を占め、外国人比率は全国第4位です。(平成27年末現在、「平成28年版 在留外国人統計」(法務省)より)  
本県では「三重県多文化共生社会づくり指針」を策定して多文化共生社会づくりに取り組んでいますが、国においても中長期的な視点に立った外国人全般の受入方針および日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針を策定することが必要です。
- 2 本県や外国人が集住する地域の市町では、防災や就学などの生活に密着した支援が必要であるとの認識から、相談窓口の設置、多言語での情報提供、生活オリエンテーションの実施など、地域事情に応じた取組を進めています。  
外国人住民が集住する市町村に対しては特別交付税が交付されていますが、都道府県や市町村の多文化共生社会づくりに関する取組に対しても財政的支援が必要です。
- 3 南海トラフ地震などの災害時には広域的な視点での支援や多様な主体の連携が不可欠であることから、本県では、「みえ災害時多言語支援センター」など多言語およびやさしい日本語で情報を伝える仕組みづくりや広域的なネットワークの構築をめざしています。  
災害発生時に、外国人観光客を含めた外国人住民等について県が行う広域的な取組に対して、国においても財政的支援を含めた新たな支援制度が必要です。

4 本県では、地域の事情に沿って地域の基幹病院に医療通訳者を配置する形で、医療通訳制度の発展・定着に取り組んだ結果、平成28年度は県内の6医療機関において費用を自己負担して医療通訳者を配置しています。

医療通訳者の育成と配置には費用と時間が必要であり、ほとんどの医療機関等では配置されていません。今後、外国人観光客を含めた多くの外国人が医療機関等を利用することが見込まれる中、国においても現在患者や医療機関が行っている費用負担に対応するなど、医療通訳の制度の整備が必要です。

5 本県の公立小中学校および県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は2,058人で、約39%（233校）の学校に在籍しています（平成28年5月1日現在）。

外国人児童生徒が在籍する学校が広域化する中、外国人の子どもを受け入れる学校では、日本語の習得状況等に応じた支援が求められており、「特別の教育課程」による日本語指導が可能になったこともふまえ、各学校において指導する教員や支援員等の確保、指導方法の確立および進路保障を図ることが必要です。

## 23 廃棄物の適正処理の推進および不適正処理対策への支援

(財務省、環境省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 新たに設置する安定型最終処分場について、展開検査場および浸透水等集排水設備の設置を義務付けるなど生活環境の保全に配慮した構造基準にすること。
- 2 産業廃棄物処理施設設置許可不要施設について、設置許可を必要とする施設に含めることなどにより、その構造等について具体的な規定を設けること。
- 3 排出者責任の徹底と処理状況の透明化を図るため、電子マニフェストの登録の義務化の範囲を拡大すること。
- 4 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく支障除去対策完了後の跡地の有効利用について、その整備費等を支援すること。
- 5 RDF製造施設の解体や、大規模災害への対応のための災害廃棄物の仮置場の整備についても、循環型社会形成推進交付金の補助対象とすること。

《現状・課題等》

- 1 安定型最終処分場の維持管理において、安定5品目以外の付着や混入がないか否かを完全に把握することは難しく、一旦、地下水が汚染された場合、その状況を改善するには相当の期間と費用が必要です。安定型最終処分場で安定5品目以外の廃棄物の混入による地下水汚染を未然防止するため、展開検査場の確保と浸透水を全面的に集排水できる設備が必要です。
- 2 近年、産業廃棄物の処理方法は多様化しており、廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設以外の施設（設置許可不要施設）を用いた中間処理が増加している。生活環境保全上の支障の発生を防止し、廃棄物の適正な処理を推進するためには、これら設置許可不要施設（発酵施設や選別施設等）についても、法第15条に規定する産業廃棄物処理施設に追加し、処理施設の技術上の基準を設けるか、廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号に規定する産業廃棄物の処分又は再生に当たっての処理基準として、具体的な処理方法や必要な設備の構造を規定することが必要です。
- 3 マニフェストは、産業廃棄物を委託処分する場合に、排出事業者がその処理状況を把握するために交付するものですが、電子システムを活用する電子マニフェストは、データ管理が一元化され透明性が高く即時性があることから、適正処理を推進する有効な手法となっています。また、そのデータは、不適正処理対策だけでなく、効率的かつ効果的な事業者指導や立入検査、統計資料への活用等に利用することが可能となることから、産業廃棄物の処理について電子マニフェストの登録の義務化を進めることが必要です。



- 4 「負の遺産」を解消するため、平成 25 年度に国庫補助金を受け、地元と共に対策完了後（平成 35 年度以降）の跡地利活用の検討を進めていますが、現状では跡地の整備費に対する支援制度はありません。支障除去対策完了後の跡地利用を早期に行うためには、整備費等に対する支援制度が必要です。
- 5 大規模災害発生時には災害廃棄物の仮置き場の確保が必要となりますが、現状では仮置き場の整備費に対する支援制度はありません。
- 一般廃棄物処理施設等の解体撤去に関する国庫補助は、廃焼却施設を解体した跡地に廃棄物処理施設を整備する場合のみ補助対象とされていることから、RDF 製造施設を含む焼却施設以外のごみ処理施設を解体する場合や、跡地に災害廃棄物の仮置き場を設置する場合も補助対象とすることが望まれます。

県担当課名 廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム  
関係法令等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

## 24 水道施設の災害対策に係る財政支援の充実

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 水道施設の耐震化等に係る交付金事業において、交付率の嵩上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）や交付要件の緩和（水道料金や企業債残高など）等財政支援の充実を図るとともに、津波や豪雨等による浸水対策に向けた補助事業を創設すること。
- 2 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けた場合の水道施設復旧への補助率嵩上げ（ $2/3$ ）の事業費の採択要件を撤廃すること。

### 《現状・課題等》

- 1 南海トラフにおける大規模地震発生の可能性が確実に高まってきている中、県内の水道事業者・用水供給事業者においては、これらの地震への対策を喫緊の課題として耐震化対策に取り組んでいるところです。しかし、人口減少や生活様式の変化等により水道事業者等の経営は厳しく、施設の耐震化が思うように進んでいないのが現状です。  
これらの状況から、水道管路耐震化等推進事業では、これまでの資本単価のみの採択基準から、水道料金や企業債残高等を考慮した基準が採用されましたが、大規模地震の発生時に備えるべく耐震化対策を加速させるため、交付率の嵩上げや交付要件の緩和等の財政支援の充実が必要です。  
また、南海トラフ巨大地震に伴う浸水想定地域や過去に浸水した実績がある地域に位置する施設の移設などの浸水対策を進めるため、補助事業の創設が必要です。
- 2 甚大な規模の災害が発生した場合、いち早く水道施設の復旧工事に着手する必要があることから、国は負担を通常より軽減する制度として特別な財政支援により補助率の嵩上げ（ $2/3$ ）措置を講じていますが、その採択要件に事業費が設けられているため、激甚災害の指定を受けたにもかかわらず嵩上げ補助が受けられない状態が生じています。  
災害が発生すると想定外の財政負担がのしかかり、経営が厳しい水道事業者にとってはさらなる負担となる可能性もあるため、激甚災害の指定を受けた市町に対しては、事業費の大小にかかわらず嵩上げ補助が受けられるよう、事業費の採択要件撤廃が必要です。

県担当課名 環境生活部大気・水環境課、企業庁水道事業課  
関係法令等 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

## 25 川上ダム建設事業の促進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

川上ダムの整備は、過去幾度となく浸水被害を受けてきた伊賀地域住民の悲願であり、また、利水の面においても、地域にとって必要不可欠な施設であることから、平成 34 年度の工期までに一日も早く完成するとともに、さらなるコスト縮減に最大限努めること。

### 《現状・課題等》

- 1 川上ダム建設事業は、平成 22 年度からの検証作業を経て、平成 26 年 8 月に国土交通省は川上ダム建設事業の対応方針を「継続」と決定しました。また、平成 27 年 3 月に変更認可された事業実施計画、および平成 28 年 1 月に閣議決定され一部変更となった水資源開発基本計画（フルプラン）において、工期は「昭和 56 年度から平成 34 年度まで」と位置づけられたところです。現在の事業の進捗状況は、家屋補償については平成 15 年度に 40 戸（100%）の移転が完了し、水没用地については 114ha（約 99%）が取得済みです。また、本体工事については、平成 29 年度の着工が予定されています。
- 2 本県伊賀地域（木津川上流地域）では、昭和 28 年の洪水で約 540ha、約 200 戸の浸水被害を受け、近年では平成 25 年の台風 18 号の接近時に、ダム下流域の浸水被害により住民が一時避難するなど、過去から幾多の水害に悩まされてきました。このため治水対策として、本県では過去に「狭窄部である岩倉峡の開削」を要望してきましたが、その開削が都市化の進む下流域の洪水リスクを高めてしまうことから、「上野遊水地、川上ダムと河道掘削」を一体として整備する国の治水計画を、止むなしとして受け入れてきた経緯があります。このことから、川上ダムの早期完成による、伊賀地域の治水安全度の向上が望まれています。
- 3 川上ダムの完成が遅延していることから、伊賀市水道事業は、現在、暫定豊水水利権による取水を行っており、水道水源としては不安定な状態となっています。また、最近の公共事業労務費の上昇や物価上昇などに伴い建設事業費が増大し、利水者の負担が増大することも懸念されることから、川上ダムの早期完成が望まれています。

県担当課名 環境生活部大気・水環境課、地域連携部水資源・地域プロジェクト課、県土整備部防災砂防課、企業庁水道事業課  
関係法令等 河川法、水資源開発促進法、水資源機構法

## 26 地籍調査の推進

(国土交通省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 地籍調査のさらなる推進を図るため、負担金要望額に応じた十分な国庫負担額の確保と、測量経費の削減等につながるGNSS測量の普及拡大に向けた対策を講じること。
- 2 都市部官民境界基本調査の対象範囲の拡大と事業量の大幅な拡充を行うこと。

### 《現状・課題等》

- 1 地籍調査の成果は、土地の適正かつ計画的な利用を図るうえで欠くことのできない基礎的な情報であり、社会資本整備を円滑・着実に実施する礎として、極めて重要な役割を担っています。  
また、本県においては、県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されるなど、大規模地震の発生に伴う被害が危惧されており、大規模災害から迅速に復旧・復興を図るために、土地の境界が復元可能となる地籍の整備が重要な課題となっています。  
本県の地籍調査の進捗率は、全国平均の51%（平成27年度末）を大きく下回る9%であり、より一層促進させる必要があります。しかしながら、平成29年度予算における国の地籍調査費負担金の内示額は、本県の要望額に対して66%にとどまっています。  
今後、地籍調査を一層促進させるためには、十分な予算の確保とともに、財政状況が厳しい中においても効率的な事業執行ができるよう、測量経費の削減等につながるGNSS測量の活用範囲を広げ、市町への導入が促進されるよう対策を講じることが必要です。
- 2 都市部官民境界基本調査については、平成29年度の実施方針の要件として、DID(人口集中地区)の地籍調査に未着手又は長期休止の市区町村であること、DIDの割合が高い地域であること等、が示されたことから、本県市町が要望している事業計画箇所は調査の実施が困難な状況となっています。南海トラフ地震による津波被害想定地域を広範囲にわたって有し、都市部官民境界基本調査の実施を契機とした地籍調査の推進を図っている本県にとっては、都市部官民境界基本調査の対象範囲の拡大と事業量の大幅な拡充が必要となっています。

県担当課名 地域連携部水資源・地域プロジェクト課  
関係法令等 国土調査法、国土調査促進特別措置法

## 27 社会インフラとしての地域鉄道の確保・支援の拡充

(国土交通省)

【提言・提案項目】 制度・予算

地域鉄道の公有民営化および第三セクター化が急速に進む中、地域交通ネットワークの要として、幹線道路と同様に、社会インフラとしての重要な役割を担い、今後の超高齢化社会の中でさらにその必要性が高まる地域鉄道の存続を図るため、国の地域鉄道への評価および支援のあり方を見直して予算の拡充を図ること。

- 1 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」など鉄道車両整備、鉄道車両検査等鉄道設備修繕予算を確保すること。
- 2 公有民営化および第三セクター方式により地域鉄道の維持を担っている地方自治体を支援する新たな仕組みを構築すること。

### 《現状・課題等》

1 近年、運転免許の返納対応などにより公共交通の重要性が見直されています。こうした中、地域鉄道はバス交通を含む地域交通ネットワークの要となっており、地域にとって必要不可欠な社会インフラとして重要な役割を担っています。このような地域鉄道の安全性の維持・向上を図るために、本県では、国の補助制度を活用し、沿線自治体とも協調して施設整備や車両定期検査を含む車両設備等への支援を行っていますが、車両定期検査を含む車両設備および鉄道施設の修繕費に係る国の補助金予算が平成28年度以降大きく減額されており、これに伴って鉄道事業者および関係する地方自治体の負担が増加しています。経営が厳しい地域鉄道事業者の計画的な車両、施設修繕による安全な運行を支援するための安定的な予算を確保・配分し、地域の交通基盤を維持することが必要です。

2 本県においては、第三セクター方式によりみなし上下分離となっている伊勢鉄道のほか、「鉄道事業再構築実施計画」の認定を受けて、平成27年4月には「四日市あすなろう鉄道」、平成29年4月には「伊賀鉄道」が公有民営方式に移行しており、これに加えて今年中に「養老鉄道」が公有民営方式に移行する予定であり、これによって、県内地域鉄道全7路線（養老、北勢、三岐、あすなろうく2路線）、伊勢、伊賀）のうち、5路線が公有民営または第三セクター方式となります。

このように、少子高齢化が進む中で地方の公共交通網の核となる地域鉄道を存続させるため、沿線自治体が鉄道経営に参画せざるを得なくなってきたのが全国的な傾向であり、このことで増加する鉄道施設および車両の維持・管理等にかかる経費の負担が、沿線市町村や県の財政負担を増大させています。地域鉄道を幹線道路と同様、地方に必須の社会インフラと位置付け、これを保有・支援する地方自治体に対し、補助率のかさ上げや優先的な予算配分、起債適用の要件緩和など、新たな支援策を講じることが必要です。

県担当課名 地域連携部交通政策課

関係法令等 鉄道軌道整備法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱、鉄道施設総合安全対策事業費補助金交付要綱

## 28 高齢者の交通事故対策やインバウンド対策など新たな観点でのバス交通の確保・拡充

(国土交通省)

【提言・提案項目】 制度・予算

「運転免許を返納する高齢者の受け皿を整える」、「自動運転バス等による新たな未来を築く」、「急増するFIT（外国からの個人旅行者）の移動ニーズに対応する」など、新たな観点から、バス交通の重要性や可能性を再評価し、地方の交通ネットワークの確保と将来の拡充に向けた多角的な措置を講ずること。

- 1 地方のバス交通ネットワークの維持・拡大のため、「地域公共交通確保維持改善事業」の予算拡充など支援強化を図ること。
- 2 国主導での自動運転路線バス等の開発、早期導入のさらなる促進を図ること。
- 3 訪日外国人に使いやすい地方バスにするためのバスロケーション等乗車支援システムの導入促進を図ること。

### 《現状・課題等》

- 1 高齢者の自動車事故の急増が社会問題となる中、道路交通法が改正され、今後、高齢者等の運転免許の返納が大きく進むことが想定されており、これまで運転免許を持たない高齢者や学生等を主な利用対象としていたバス交通を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。一方で、自家用車の普及などによる地方のバス路線の弱体化は著しく、路線や便数が大きく削減されるなど、運転免許を返納したくても、受け皿の公共交通網が脆弱なために返納できない地域がほとんどであるのが実態です。この傾向は、高齢化が進む過疎地域において特に顕著ですが、この流れに逆行する形で、地方バス対策にかかる補助金の交付要件や補助率を平成30年度から厳しくする方針が国から示されています。超高齢化社会の到来を見据え、高齢者の交通事故対策という新たな観点からも、地方にとって必要不可欠な移動手段であるバス交通の重要性を再認識し、現在の方針を見直して地方バス対策予算の拡充を図るとともに、過疎地域等における地域間幹線等の補助要件の緩和および国の補助率のかさ上げなどの支援措置を講じることにより、地方の生命線であるバス交通ネットワークの維持・拡大を図ることが必要です。
- 2 地方のバス路線を維持する上において、直面している大きな課題が運転手の確保です。今後、運転手不足がバス路線の廃止、縮小の要因となることが懸念されていますが、運転手の確保は容易でないのが実情です。このため、近い将来を見据えた対策として、地域交通の救世主となり得る、自動運転路線バス等の実用化を国が主導し、事業者や研究機関等を積極的に支援して、早期の導入を図ることが必要です。
- 3 政府は訪日外国人旅行者数を2020年までに4,000万人に、2030年までに6,000万人にする目標を掲げており、本県においてもインバウンドの増加を重要施策と位置づけて、関連施策が相互連携する中で取組を進めています。交通政策の側面からは、地方バスをFITの移動手段として活用することで、外国人観光客の拡大を図りたいと考えており、これによって、地域住民の利用だけでは維持が困難となりつつある地方バス路線の存続にもつなげたいと考えています。しかしながら、コミュニティバスを含めた地方のバスは、運転本数が少なく、路線も複雑であるなど、外国人にとって利用困難な交通手段となっているのが現状です。このため、訪日外国人が観光目的で使える、統一規格のバスロケーションシステムなどの乗車支援システムを国が開発し、広く地方バスに導入して利便性を高めることが、将来のFITの獲得に有効です。

県担当課名 地域連携部交通政策課

関係法令等 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 など



## 29 農業競争力強化に向けた施策の充実・強化

(農林水産省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 日EU経済連携協定など諸外国との経済連携交渉については、国内農林水産業に及ぼす影響に十分配慮しながら進めること。また、交渉の状況に応じ、農林水産業に及ぼす影響などを国民に情報提供するとともに、農林水産業者が将来展望をもって経営を持続し、競争力強化に取り組めるよう、必要な対策を講じること。
- 2 産地等の収益力強化や経営規模拡大を支援する「産地パワーアップ事業」および「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」を継続するとともに、予算を十分に確保した上で、条件不利地への配慮も行うこと。
- 3 農畜産物の輸出促進に向けた2国間協議を加速すること。
- 4 経営所得安定対策について、農業者が安心して土地利用型農業に取り組めるよう支援水準を維持するとともに、安定的な制度とすること。また、気象状況や全国的な作付け動向等を踏まえて主食用米から飼料用米等に転換した場合であっても、転換の時期を問わず交付金の支払い対象とすること。

### 《現状・課題等》

- 1 HEU経済連携協定（EPA）など諸外国との経済連携交渉が進められる中、国内農林水産業に対する不安の声が聞かれる一方で、想定される影響やその対応策が明らかにされていません。農林水産業の衰退や食料自給率の低下等の見通しも含めて交渉に関する情報を十分に提供するとともに、影響が想定される農林水産品目に係る経営安定対策の充実や競争力強化に取り組む必要があります。
- 2 「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく「産地パワーアップ事業」および「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」については、TPP協定発効の見通しに関わらず、競争力強化対策として継続するとともに、中山間地農業ルネッサンス事業へ位置付けるなど、将来にわたって条件不利地に配慮していくことが必要です。
- 3 県産ブランド牛肉の輸出拡大をめざしている中、中国・台湾等で日本産牛肉の輸入が未だ認められていないほか、マカオで月齢制限（30か月齢未満）が残っています。これら輸入規制の撤廃・緩和に向けて、さらなる二国間協議の加速が望まれます。  
県産柑橘のタイへの輸出が定着しつつある中、平成28年1月に新たな輸出検疫条件（防疫害虫（SOS）対策）が追加され、輸出拡大にあたり障壁となっています。また、相手先として有望な台湾へ輸出拡大を図るためには、インポートトレランス（残留農薬基準設定）の交渉を進めることが必要です。
- 4 農業者から平成30年産以降の米政策に対する不安の声が聞かれる中、需要に応じた水田活用作物の生産が安定的に行われるよう、経営所得安定対策の交付水準を維持するとともに、「水田活用の直接支払交付金」の永続性を担保することが必要です。また、主食用米の過剰作付け等による混乱を防止できるよう、主食用米から飼料用米等への緊急的な転換が柔軟に行える仕組みが必要です。

県担当課名 農林水産部担い手支援課、農産園芸課、畜産課

関係法令等 産地パワーアップ事業実施要綱、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業要綱、経営所得安定対策等実施要綱

## 30 林業の活性化に向けた支援

(農林水産省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 林業の活性化に向け、林業の基盤づくりや森林整備、木材の加工流通施設等の整備および需要拡大等、川上から川下に至る総合的な施策を進めるための予算を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 林業技術者の育成を円滑に進めるため、地方自治体が連携して取り組む広域的な人材育成に対して、国として十分な支援措置を講ずること。
- 3 森林吸収源対策の安定的な財源確保に向けた森林環境税（仮称）の導入にあたっては、地方自治体の意見もふまえながら、既に地方自治体独自で課税している森林整備等を目的とした超過課税との整合を図り、国と地方における役割を十分に整理した上で、制度設計がなされること。

### 《現状・課題等》

- 1 本県では、林業の活性化に向け、主伐を促進するための低コスト造林を推進するとともに、搬出間伐の促進や路網整備など木材の安定供給体制の構築、新たな木製品の開発など県産材の需要拡大の取組を一体的に進めています。こうした取組を継続的かつ安定的に進めるためには、「次世代林業基盤づくり交付金」のような川上から川下に至る総合的な支援策が必要です。
- 2 本県では、平成30年度を目途に、主に既就業者を対象とする「みえ森林・林業アカデミー（仮称）」を設置する予定であり、その中で紀伊半島3県が連携して、地域の特徴や技術レベルに応じて相互に人材育成を行う仕組みを検討しています。こうした地方自治体が連携して取り組む広域的な人材育成については、地方財政措置において全額特別交付税の対象とするなど、国として十分な支援が必要です。
- 3 京都議定書の第2約束期間の目標である年平均52万haの間伐実施に向け、本県では限られた予算を有効に活用して森林整備を進めるため、国補造林事業に重点を置いて事業費を確保しているところです。森林吸収源対策の安定的な財源確保に向け、平成29年度税制改正大綱で示された森林環境税（仮称）の導入にあたっては、地方自治体の意見もふまえながら、国と地方（都道府県・市町村）における役割を十分に整理した上で、国民や市町村の理解が得られるよう取り組むことが必要です。

県担当課名 農林水産部森林・林業経営課  
関係法令等 森林・林業基本法、森林法

## 31 国立公園ステップアッププログラムの推進に向けた施策の充実・強化

(環境省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

- 1 訪日外国人等が、伊勢志摩国立公園の自然景観等の魅力を体験・体感できるよう、自然公園施設の整備に対する予算を十分かつ安定的に確保するとともに、ナショナルパーク化に向けて既存施設の改修など国直轄事業の範囲を拡充すること。
- 2 インバウンドの拡大に向け、質の高いエコツーリズムや、おもてなしを提供できるよう、インストラクターやガイド等の人材育成、海外への情報発信や通信設備の整備等に対する支援を充実するとともに、国全体のナショナルパークとして統一感のあるプロモーションを展開すること。
- 3 国立公園の上質な景観を保全するため、国立公園の普通地域における太陽光発電等の大規模開発について、自然公園法等に基づく手続きを強化すること。

### 《現状・課題等》

- 1 国立公園満喫プロジェクトの先導的モデルに選定された伊勢志摩国立公園は、「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」に基づき、訪日外国人等が国立公園のすばらしい自然景観を楽しむことができるビューポイントの選定・保全や自然歩道・公衆トイレ等の自然公園施設の整備・改修を進めています。2020年に向けて、集中的かつ計画的に整備を進めていくには、国立公園満喫プロジェクト等推進事業の十分な予算の確保と国直轄事業のさらなる拡充が必要です。
- 2 伊勢志摩国立公園には、景観や歴史・文化・食などの自然と人の営みが調和した地域資源が豊富に存在します。今後、これらの地域資源を活用した魅力的なエコツアーを提供できるよう、インストラクターやガイド等の人材を育成するとともに、訪日外国人が快適にインターネットから情報を入手・発信できるよう、Wi-Fi等の通信環境を整備していく必要があります。また、海外に日本の国立公園の魅力を伝えるためには、ナショナルパークとして国全体の統一感を持たせたいと、対象とする国や地域に応じた効果的なプロモーションを展開することが必要です。
- 3 伊勢志摩国立公園は、私有地が96%を占め、地域住民の暮らしや営みによって豊かな自然が育まれてきた国立公園であり、また、普通地域の占める割合が68%と高いことが特徴となっています。近年、普通地域における大規模な太陽光発電施設の建設が進められており、世界水準のナショナルパーク化を目指している伊勢志摩国立公園の景観や自然環境に大きな影響を与えていることが問題となっています。

県担当課名 農林水産部みどり共生推進課  
関係法令等 自然公園法

## 32 水産業の経営安定と担い手に関する支援

(農林水産省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 熊野灘のサンマの不漁原因究明と国際的な資源管理の強化に取り組むこと。また、伊勢湾のイカナゴの資源激減の原因究明を行うこと。
- 2 水産物の輸出促進の障壁となっている放射性物質検査証明に関し、輸出先国に対してその撤廃を働きかけること。
- 3 農林漁業者の経営安定のため、農林漁業者等に対する軽油引取税の課税免除措置の恒久化を図ること。
- 4 障がい者の雇用機会の拡大が社会的に求められている中、水産業の新たな担い手として活躍できるよう、福祉事業所等による漁業用施設等の整備や、地域における環境づくりを支援するなど、水産業と福祉との連携「水福連携」を推進する制度を創設すること。

### 《現状・課題等》

- 1 本県のサンマの漁獲量は激減し、平成 28 年漁期はほぼ 0 となっています。また、稚魚が少なかった伊勢湾のイカナゴ漁は昨年に続き本年も解禁を見合わせ、漁業者のみならず、地域の水産加工業などにも多大な影響が出ています。サンマについては、北太平洋の広い範囲で漁獲されており、本県漁業者のみで資源管理が完結しないことから、その不漁原因究明と国際的な資源管理の強化が必要となっています。また、イカナゴについても、三重・愛知の漁業者が協力して資源管理に取り組んでいますが、その資源激減の原因究明が必要となっています。
- 2 本県からの水産物の輸入に際し、中国、韓国、インドネシア、コンゴ民主共和国の 4 国は放射性物質検査証明を、レバノン、オマーン、サウジアラビア、バーレーンの 4 国は放射性物質検査結果報告書の添付を求めています。しかしながら、本県水産物からこれまで東日本大震災起因の放射性物質は検出されておらず、この検査証明にかかる手間と費用が事業者の負担として、輸出促進の障壁となっています。
- 3 農林漁業支出に占める燃油費の割合が極めて大きく、燃油価格高騰の影響緩和は重要な課題です。平成 27 年度税制改革で、軽油引取税の課税免除制度は 3 年間延長されましたが、農林漁業者の経営コスト低減に資する軽油引取税の課税免除措置は、農林漁業者の経営安定を図るため、恒久化する必要があります。
- 4 障がい者の雇用機会の拡大が社会的に求められている中、本県では障がい者を新たな水産業の担い手と位置づけ、福祉事業所の水産業への参入支援など水産業と福祉との連携を進めています。しかしながら、漁業に必要な養殖施設等を整備する初期投資の負担が大きいことなどが課題となっています。また、漁協や福祉事業所等が連携して、障がい者が安全に従事できるよう指導を行う専門家の育成など、ソフト面での環境づくりが求められています。そのため、既にある担い手育成策に加え、水産業と福祉との連携「水福連携」の取組を総合的に支援していく制度が必要です。

県担当課名 農林水産部漁業環境課、水産資源・経営課

関係法令等 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

### 33 山地災害の未然防止や海岸保全、獣害対策の推進

(農林水産省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 山地災害の復旧や未然防止を着実に進めていけるよう、治山事業に係る予算を十分に確保すること。
- 2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における国土保全に資する海岸保全施設の整備については、早急かつ計画的に進められるよう、補助事業化し予算の重点配分を図ること。また、新たな財政支援制度の創設など、地方財政への影響を緩和することにより、整備の着実な推進を図ること。
- 3 獣害対策のさらなる進展に向けて、有害鳥獣の捕獲強化や被害防止対策をすすめる鳥獣被害防止総合対策交付金について、地域の要望に応えられるよう十分な予算を確保すること。

#### 《現状・課題等》

- 1 本県では、大きな爪痕を残した紀伊半島大水害による山地災害の復旧や、近年、頻発する大型の台風や局地的豪雨等による山地災害の未然防止対策に重点的に取り組んでいるところです。引き続き、山地災害の復旧や治山施設の長寿命化、山地災害危険地区における予防治山等を計画的かつ早急に進めるため、治山事業に係る予算を十分に確保する必要があります。
- 2 県内の漁港海岸保全施設の多くは伊勢湾台風直後に築造されており、老朽化が著しく進んでいます。また、南海トラフ地震発生の緊迫度が増すなかで、早期整備に向けた地域住民からの要望が非常に強く、海岸保全施設の耐震化・長寿命化などの整備を早急かつ計画的に進めるよう求められています。しかし、これらの整備には多大な費用と長期間を要することから、海岸事業を補助事業化して予算の重点配分を図る必要があります。また、地方の厳しい財政状況を鑑み、新たな財政支援制度の創設など、地方財政への影響を緩和することにより、整備を着実に推進する必要があります。
- 3 県内の野生鳥獣による農林水産業被害金額は、依然として高い水準にありますが、これまでの侵入防止柵整備等の被害対策により着実に減少しています。また、有害鳥獣の捕獲頭数も過去最高となり、地域における獣害対策の取組は着実に進んでいます。  
しかしながら、依然として深刻な獣害に対処するためには、被害防止対策の継続とともに、さらなる捕獲強化による有害鳥獣の減少を図る必要があることから、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算確保が必要です。

県担当課名 農林水産部治山林道課、水産基盤整備課、獣害対策課  
関係法令等 森林法、海岸法、南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に関する法律、  
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

## 34 障がい者の雇用および職場定着を進めるための企業支援の強化

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

- 1 障がい者雇用の意義についての啓発や障がい者の就労、職場定着を支援する人材の育成など、企業の視点に立った支援について、さらなる充実を図ること。
- 2 特に、平成 30 年 4 月の精神障がい者の雇用義務化およびそれに伴う法定雇用率の改定を契機として、精神障がい者の雇用をさらに進めるため、企業への支援を強化すること。
- 3 法定雇用率の改定に伴い雇用率が未達成となる見込みの企業や、新たに障害者雇用率制度の対象となる中小企業について、重点的な支援策を講じること。

### 《現状・課題等》

- 本県の民間企業における障がい者の実雇用率については、平成 25 年は 1.60% で都道府県別全国順位は最下位でしたが、三重労働局と県で「障害者実雇用率改善プラン」を策定し、連携して障がい者雇用の促進に取り組んできました。その結果、平成 28 年の実雇用率は 2.04% となり、初めて法定雇用率 2.0% を超えるとともに、法定雇用率達成企業割合は 60.8% となり、都道府県別では全国 1 位の伸びとなりました。また、県内のハローワークにおける平成 27 年度の障がい者の就職件数は 1,513 件で、うち精神障がい者の割合は 44.7% と、身体障がい者の割合 31.5% を大きく上回っています。  
本県においては、これまで、「ステップアップカフェ」(障がい者がフロントヤードで働くカフェ)の運営による障がい者雇用に関する企業や県民の意識醸成、障がい者の就労支援のための企業担当者のスキルアップ研修、企業における課題解決のためのコンサルティング、企業間ネットワークの構築による企業見学会および情報交流会など、独自の取組を行ってきました。  
しかしながら、経済団体、労働団体、福祉関係団体等からは、職場定着支援や精神障がい者の就労支援の重要性など、さらなる障がい者雇用の促進に向けた取組の充実を求められているところです。  
平成 30 年 4 月の精神障がい者の雇用義務化を契機として、精神障がい者をはじめとする障がい者の就労に関する理解の促進や、企業において障がい者の就労・定着を支援する人材の育成、職場環境の整備などに関して、企業へのさらなる支援が必要です。
- 法定雇用率の改定に伴い雇用率が未達成となる見込みの企業や、新たに障害者雇用率制度の対象となる中小企業に対しては、期間限定の専用相談窓口の設置や企業訪問により指導・助言を行う人材の配置、新たに障がい者雇用に取り組む企業向けの研修会など、企業の取組を促すための重点的な支援策が必要です。

県担当課名 雇用経済部雇用対策課

関係法令等 障害者の雇用の促進等に関する法律



## 35 国際戦略総合特区「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の推進

(内閣府)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 平成30年3月31日を期限とする「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」を平成33年3月31日まで延長すること。また、2千万円以上の機械・装置等に限定されている対象設備について、初期投資が膨大で回収に長期間を要するといった航空宇宙産業の特徴や、本特区で指定を受けている企業の多くが中小企業であることなどをふまえて、事業者の新規立地・設備投資をより効果的に支援できるよう、対象設備の取得価格を現行の半額に引き下げること。
- 2 「国際戦略総合特区支援利子補給金」をはじめ、地域の実情に配慮した重点的な金融・財政支援を講じること。

### 《現状・課題等》

- 中部地域は、日本の航空機・部品生産額の5割以上、航空機体部品では約8割を生産する日本一の航空宇宙産業の集積地であり、本県においては、我が国唯一の航空機用電源システムの大手メーカー、複合材加工の分野でオンリーワン技術を持つ中小企業、関連中小企業の効率的な生産体制構築をめざす事業協同組合など24事業者が本特区の指定を受けています。
- 松阪地域においては、切削やプレスなどの加工から表面処理・塗装までの全プロセスを実施することができ、効率的かつフレキシブルな一貫生産体制の構築が計画されています。この取組によって、航空機部品の生産性が大幅に向上するだけでなく、グローバル市場で勝ち残れる競争力が醸成され、自立化・高度化した部品製造が可能となります。
- 今後、20年間で市場が2倍になると言われる航空宇宙産業は、国際的な競争が激化しており、我が国がシェアを確保していくためには、技術高度化、生産性向上、コストダウンへの取組等を強化していく必要があります。
- 現行のクラスター特区計画の目標年次が平成32年度まで延長されたことをふまえ、「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」や「国際戦略総合特区支援利子補給金」などの支援措置を継続し、設備投資を促進させることで、世界的な競争力を確保していく必要があります。

県担当課名 雇用経済部ものづくり推進課  
関係法令等 総合特別区域法、租税特別措置法

## 36 中小企業・小規模企業支援

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 人口減少対策と地域経済の成長を実現するため、創業・ベンチャー支援の継続・拡充を図ること。具体的には、産業競争力強化法を平成30年3月末以降も継続するとともに、「創業・事業承継補助金」、「創業支援事業者補助金」の継続・拡充など、「創業支援事業計画」認定制度および関連する支援策の充実強化を図ること。
- 2 後継者難で廃業せざるを得ない中小企業を少なくするため、事業承継・引継ぎ支援の充実を図ること。具体的には、関係機関とのネットワークや事業引継ぎ支援センターの機能の強化に加え、事業承継計画書策定に関する専門家費用の助成等、第三者承継に対する支援策の充実強化を図ること。
- 3 県内の中小企業・小規模企業のニーズが高い「小規模事業者持続化補助金」および「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」について、今後も継続するため、当初予算で予算措置するとともに、予算規模についても拡充すること。また、「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」について、申請手続きの簡素化についても併せて検討すること。

### 《現状・課題等》

- 本県においては、地域の成長戦略として、平成24年7月に「みえ産業振興戦略」を策定（平成28年3月改訂）、平成26年4月に「三重県中小企業・小規模企業振興条例」を施行し、地域経済の重要な担い手である中小企業・小規模企業を支援するため、経営の安定および向上、人材の育成、資金供給の円滑化、創業や事業承継の促進などに取り組んでいるところです。
- 国の創業支援施策の平成29年度予算は11億円で、平成28年度予算（8.5億円）よりは増額されたものの、前々年度（26年度補正予算50.4億円、27年度予算12.0億円）に比べ、8割以上の減となっており、特に平成28年度の「創業・第二創業補助金」の採択率は全国で4.7%、三重県内においても採択は3者（採択率不明）に留まっています。創業・第二創業は、新たな技術・サービスを生み出す源泉であり、経済成長に不可欠な存在です。政府は、「日本再興戦略」のKPIとして「開業率10%台」を掲げていますが、その実現のためには、予算を大幅に拡充し、創業支援策を継続的に充実させる必要があります。
- 現在、我が国の経営者の平均年齢は約60歳と言われ、特に自営業主では70歳代以上が最も多く、こうした企業が事業承継できずに廃業に追い込まれれば、雇用はもとより、優れた技術・サービスやノウハウが失われ、大きな損失となるため、円滑に事業引継ぎができるよう支援する必要があります。特に、事業承継後の企業や経営者が若い企業ほどIT導入・活用などの新たな取組を行っていることから、県としましては、本年4月からの経営承継円滑化法の権限移譲（事業承継税制、金融支援の認定事務）を追い風に、今後より積極的に事業承継の促進に取り組むことで、中小企業・小規模企業の生産性向上・付加価値向上を加速させていきたいと考えています。
- 特に小規模企業は、経営資源の確保が困難であることから、「中小企業・小規模企業の経営の安定」を確保するため、さらに中小企業等が積極的に設備投資等に取り組めるよう、予算の拡充を図るとともに、単年度の支援ではなく、継続的な支援を行う必要があります。

県担当課名 雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

関係法令等 産業競争力強化法、経営承継円滑化法、小規模企業振興基本法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律

## 37 「民泊サービス」の監督等に係るガイドライン整備および財源確保

(観光庁)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 法律施行時に地域で混乱が生じないように、監督等に係る詳細なガイドラインを定めること。
- 2 都道府県が事務を執行するための財源を確保すること。

### 《現状・課題等》

- 1 「明日の日本を支える観光ビジョン」では、観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業にするための視点から民泊ルールを整備を行うこととし、民泊サービスについて定めた住宅宿泊事業法案が今国会へ提出されたところです。民泊サービスの円滑な実施には、法令違反行為の監督等を定めたガイドライン整備が、宿泊者の安全・安心の確保、周辺住民の不安解消・トラブル防止の観点から必要不可欠です。  
このことから、地方自治体において準備・調整期間が十分に確保できるよう新法の施行期日に配慮するとともに、地域で混乱が生じないように、施行時までには監督等に係る詳細なガイドラインを定めることが必要です。
- 2 民泊サービス制度の運用を確実なものとするため、地方自治体の制度運用に要する経費に対して、財政的な措置を講じることが求められます。

県担当課名 健康福祉部食品安全課、雇用経済部観光局観光政策課  
関係法令等 住宅宿泊事業法（案）、明日の日本を支える観光ビジョン

## 38 世界水準のDMO形成に向けたロードマップ等の提示

(観光庁)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

「明日の日本を支える観光ビジョン」では、2020年までに世界水準のDMOを全国で100組織形成するとしているが、世界水準のDMOの基準や形成に向けたスケジュールについても明示する等、地域のDMO組織の立ち上げや運営が円滑に進むように的確な支援措置を講じること。

### 《現状・課題等》

「明日の日本を支える観光ビジョン」では、観光産業を革新し、さらに基幹産業としていくために、2020年までに世界水準のDMOを全国で100組織形成することを目標にしています。そのため、各地域でのDMO形成を推進するため、観光庁に日本版DMO候補法人登録制度が創設され、登録された法人に対し省庁を横断した支援が行われています。

本県においても、観光の産業化の実現に向け、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役となる日本版DMOが県内各地に創設されるよう、地域や関係者と一体となって取組を進めてきました。その結果、取組を進めてきた5地域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、菰野町、大台町）全てで日本版DMO候補法人として申請し、登録されました。

しかしながら、今後めざすべき方向にある世界水準のDMOについて、具体的にどのようなものか示されていないことに加え、形成に向けたスケジュールが明らかにされていません。地方創生の切り札ともいえる世界水準のDMO形成に向けたロードマップ等の早急な提示が望まれます。

また、ロードマップの提示に併せて「情報支援」「人的支援」「財政支援」の「3本の矢」による地域支援が地方にとって、より使いやすなものにする必要があります。具体的には「情報支援」にあたるDMOネットについて、現在は日本版DMO候補法人のみが利用でき、地方自治体は単独ではDMOネットが利用できない状況にあります。DMO関係者と一体となって取組を推進する必要があるため、地方自治体でもDMOネットが利用できるよう求めます。「人的支援」については、地域間の調整を行う中心的な役割を担う人材を育成し、併せて地域DMO間の連携強化を推進するため、どのような人材を育てるべきなのか具体的な人材モデルの提示を求めます。「財政支援」については、地方創生推進交付金のさらなる充実や、DMO関連事業への優先的な採択等、地域のDMO組織の立ち上げや運営が円滑に進むように的確な支援を求めます。

県担当課名 雇用経済部観光局観光誘客課  
関係法令等 明日の日本を支える観光ビジョン

## 39 学級編制標準の引き下げと加配定数の維持・拡充

(文部科学省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 小学校2年生以降の学級編制標準を引き下げること。
- 2 複式学級、特別支援学級の学級編制標準を引き下げること。
- 3 先行実施している30人学級や特別支援教育、外国人児童生徒への支援、小中一貫教育、小学校英語教育、チーム学校の推進などの教育課題に的確に対応するため、改正された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による基礎定数化の着実な推進および加配定数の維持・拡充をすること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、小学校1、2年生での30人学級（下限25人）と、中学校1年生での35人学級（下限25人）を実施し、平成24年度からは国の加配定数を活用し、小学校2年生で36人以上の学級を解消していますが、全学年で少人数学級編制を実施することが求められています。また、加配定数を含めた教職員定数総数が、年度末にならないと明確にならない状況では、計画的・安定的な教員の採用を実施することが困難な状況です。
- 2 複式学級を有する学校の普通学級においても、特別な支援を必要とする児童生徒が一定数在籍しており、現行の複式学級編制では発達段階に応じた対応が困難になっています。このため、複式学級を有する学校について、小学校においては学級編制標準の引き下げ、中学校においては複式学級の解消が求められています。また、特別支援学級については、年々、重度、重複の障がいのある児童生徒が増加している中、これらの児童生徒へのきめ細かな対応が求められており、多人数（7～8人）の学級での指導が困難になっています。このため、特別支援学級の学級編制標準の引き下げが必要です。
- 3 本県では、年々増加する特別な支援を必要とする児童生徒や、日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、基礎定数および国加配とともに県単独加配を配置し、個々の状況にあわせて対応しているところですが、先行実施している30人学級の継続や小中一貫教育、小学校英語教育、チーム学校の推進などの教育課題に的確に対応するため、改正された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）」による基礎定数化の着実な推進および加配定数の維持・拡充が必要です。

県担当課名 教育委員会事務局教職員課

関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

## 40 学校施設の耐震性の確保等、学校施設整備事業の拡充と財源確保

(文部科学省)

### 【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 児童生徒等の安全確保の観点から、公立学校における耐震化を進めるため、非構造部材の耐震対策工事についても、建物の耐震化と同様の算定割合の引き上げ（1/3→1/2）を行うこと。
- 2 津波浸水想定区域内にある公立学校施設の高台移転等の津波対策を推進するため、津波対策のための不適格改築事業の要件を緩和するとともに、必要な用地取得費や造成費を補助対象に含めるなど支援制度を拡充すること。
- 3 公立学校施設整備事業が実態に即したものとなるよう、建築単価の引き上げ等、支援制度を充実すること。また、施設の老朽化等に伴い施設整備の需要が増大する中、施設整備計画に基づく円滑な事業推進がなされるよう十分な財源を確保するとともに、限られた財源を最大限に活用できるよう事業の優先採択方針をより早期かつ明確に示すこと。
- 4 私立学校施設の耐震化事業に対する補助率の引き上げ（1/2→2/3）を行うこと。

### 《現状・課題等》

- 1 本県の公立小中学校の建物の耐震化については、市町教育委員会が「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」の特例による算定割合の引き上げや地方財政措置を活用し、積極的に対策に取り組んだ結果、平成28年度をもって完了しました。

非構造部材の耐震対策についても、早期に完了させる必要がありますが、屋内運動場等の天井等の落下防止対策については、平成25年8月に技術基準や手引きが示されて以降、対策を進めているものの、目標年度である平成27年度末までに対策が完了しなかった市町があり、平成29年4月1日現在で対策未実施棟数は32棟となっています。（対策実施率は94.4% 平成28年4月1日現在の対策実施率は92.8%（全国平均95.0%）で全国35位）

また、平成28年に発生した熊本地震においても被害が発生した、窓ガラスや外壁などの非構造部材についても、対策の対象が多岐にわたることもあり、対策実施率は平成28年4月1日現在で37.5%と低い状況にあります。（全国平均71.1%）

地震特措法による算定割合引き上げの特例措置については、平成33年3月31日まで延長されていますが、児童生徒等の安全確保の観点から、公立小中学校施設の耐震化を推進するため、非構造部材の耐震対策工事についても、建物の耐震化と同様に現状の算定割合（1/3）を嵩上げする必要があります。

- 2 平成26年3月18日に本県が公表した津波浸水予測図および市町が独自に作成した浸水想定等によると、津波浸水域内にある公立小中学校は125校（23.7%）で、うち117校が避難所に指定されています。時間的余裕をもって避難できる高台が周辺になく、屋上等においても津波に対する安全性が確保されない学校にあっては、高台移転や高層化等の対策が必要です。（学校数は平成28年度調べによる）

平成27年度に津波対策のための不適格改築事業の拡充が行われましたが、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に基づく「津波防災推進計画」の策定は全国的にも進んでいないため、補助事業の活用が難しくなっています。



津波浸水区域内にある建物で高台移転や高層化が必要なものについては、不適格改築事業の対象にするとともに、補助対象になっていない用地取得費や土地の造成費を補助対象にするなど、支援制度のさらなる拡充が必要です。

- 3 公立学校施設整備事業の交付金額は、学級数に応ずる必要面積や1㎡あたりの建築単価等により算出され、その基準や算出方法は毎年文部科学省から示されています。必要面積は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）」に規定する学級編制の標準により算定されるため、少人数学級等により標準を上回る学級数に係る面積は交付金額の算定に反映されません。また、近年、資材費の高騰や作業員不足による工期延長等、工事費が増加する傾向にあり、平成26年度以降、毎年、建築単価の引き上げが行われていますが、依然として実際に必要となる単価と乖離しており、設置者の負担が増大しています。

加えて、平成26年度以降、公立学校施設整備費は要望額が予算額を上回り、事業の一部の採択が見送られてきている中、平成28年度からは東日本復興特別会計への予算の計上がなくなったこともあり、さらに大幅に採択が見送られ、施設整備計画に沿って進めてきた事業に遅延や中止などの支障が生じています。

このため、必要面積の弾力的運用や、建築単価の大幅な引き上げ等を行い、実情に合った補助制度となるよう改善するとともに、施設整備計画に基づくすべての事業が実施できるよう、十分な財源の確保が必要です。

また、交付（内定）の時期によっては、事業内容や着手時期、市町の計画や予算措置の関係上、国庫補助制度の活用が難しい場合もあることから、できる限り年度の早期での財源確保が必要であるとともに、市町においても予算が限られる中、財源を有効に活用する施設整備計画を立てられるよう、事業の優先採択方針がより一層、早期かつ明確に示される必要があります。

- 4 本県の私立学校においては、公立学校に比べて校舎の耐震化が遅れています。（平成29年3月31日現在、耐震化率96.1%）

また、国の私立学校に対する耐震化の促進事業は、公立学校に比べ補助率が低くなっています。

私立学校の耐震化を促進するためには、耐震補強工事の補助率の上限を、公立学校と同様に1/2から2/3に引き上げる必要があります。

県担当課名 教育委員会事務局学校経理・施設課、環境生活部私学課

関係法令等 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、地震特措法、地震財特法、南海トラフ特措法、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、学校施設環境改善交付金交付要綱、私立学校施設整備費補助金交付要綱

## 41 学力向上施策に対する支援の充実

(文部科学省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

- 1 学力向上のための学習環境の整備に係る財政的・人的支援を拡充すること。
- 2 コミュニティ・スクール、地域学校協働本部(地域未来塾を含む。)等の地域とともにある学校づくりの推進に向けた施策および財政的・人的支援を充実すること。
- 3 新学習指導要領への円滑な移行に向けた施策を充実すること。

《現状・課題等》

1 平成28年度全国学力・学習状況調査の結果では、本県は全国の平均正答率や平均無解答率との差が大きく改善されました。子どもたちが日頃の学習活動に主体的に根気強く取り組んできたことが成果に結びついたと考えられます。

また、小中学校ともに「目標の提示」、「振り返る活動の設定」等の授業の進め方や、「校長の授業の見回りの回数」等、教職員の取組にも改善が見られましたが、授業の進め方については、依然として児童生徒と学校との回答内容に乖離があるため、質的な充実を図ることとしています。

本県では、学力向上の取組の一つとして、習熟度別少人数指導やチーム・ティーチングといった子どもたち一人ひとりの学習状況に応じたきめ細かな指導に関する研究を進めているところですが、効果的な少人数指導や学習指導の改善等、学力向上のための学習環境を整備するためには、次に掲げる財政的支援および人的支援の拡充が必要です。

- ・市町における学力向上の取組を促進するため、学力の定着に課題が見られる地域や学校に対する加配等の人的支援、学力向上アドバイザー(退職教職員等のサポートスタッフ)による学力向上支援の取組など、学習環境の整備について財政的支援を拡充すること。
- ・教職員等を対象とした指導力向上の研修に、文部科学省および国立教育政策研究所の専門家を派遣するとともに、読解力や語彙力の育成等、学習指導要領で求められている力の育成に係る他県の研究等の情報を収集し、全都道府県に提供すること。

2 平成29年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」の一部が改正され、コミュニティ・スクール導入の積極的な検討を促す観点から、教職員の任用に関する意見の申し出について柔軟な運用を確保する等の見直しが行われるとともに、学校運営協議会の設置の努力義務化が示されました。

こうした中、本県では、平成28年3月に策定した「みえ県民力ビジョン第二次行動計画」および「三重県教育ビジョン」において、コミュニティ・スクール等の設置校数を目標として設定し、推進しているところです。

【参考】平成31年度目標値：三重県型コミュニティ・スクール27% (143校)、学校支援地域本部50.8% (268校)

平成29年度の本県の公立の幼稚園、小・中・高等学校におけるコミュニティ・スクールの指定校数は、72校園(幼稚園2園、小学校45校、中学校22校、高等学校3校)となっています。また、公立の幼稚園、小・中学校294校園(幼稚園29園、小学校195校、中学校69校、義務教育学校1校)が学校支援地域本部を設置しており、コミュニティ・スクール、学校支援地域本部ともに増加傾向にあります。

【参考】本県の公立小中学校におけるコミュニティ・スクール設置率：11.7% (平成28年度) →13.1% (平成29年度)

コミュニティ・スクールや週1回程度以上の学習支援の取組を行った学校支援地域本部の設置校では、平成28年度全国学力・学習状況調査の平均正答率等においても向上している傾向が見られます。

今回の法改正により学校運営協議会の設置が努力義務化されましたが、コミュニティ・スクール導入後の継続的な支援が得られないこと、教職員・事務職員の加配措置の縮小等により自治体の負担が増えていることが、新たな実施や取組の拡大を図る上で依然として課題となっており、制度等の改善が必要です。

また、現在、学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策を展開するため、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする子どもたちを含む児童生徒を対象とした「地域未来塾」による学習支援活動(11市町65校)を推進しており、未設置の市町に対して導入を働きかけるとともに、コミュニティ・スクールに比べ導入しやすい学校支援地域本部を拡大する中で、学習意欲や学力の向上等を図っています。

学校・家庭・地域が協働して学校運営や教育活動等に取り組み、子どもの教育環境の充実を図るためには、学校支援地域本部の取組からコミュニティ・スクールへのステップ・アップを促進する必要があります。また、地域未来塾と福祉部局が実施している「子どもの学習支援事業」、「子どもの生活・学習支援事業」との関係の整理や小学校からの継続した学習支援の場の提供が必要です。

- 3 新学習指導要領の小中学校での全面実施に向けて、カリキュラム・マネジメント、主体的・対話的で深い学びの実現などのポイントとなる事項が示され、各学校が児童生徒や学校、地域の実態をふまえた年間計画や時間割編成の最適な在り方を判断する必要があります。

新学習指導要領に円滑に対応するため、小学校における外国語の教科化等に係る指導内容や移行期間の措置等について、速やかな情報提供が必要です。また、道徳の教科化については、今日的な課題に対応できるよう、評価や指導方法に係る情報の提供や教員の指導力向上のための支援の充実が必要です。

県担当課名 教育委員会事務局小中学校教育課、学力向上推進プロジェクトチーム  
関係法令等 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

